

第 2 章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

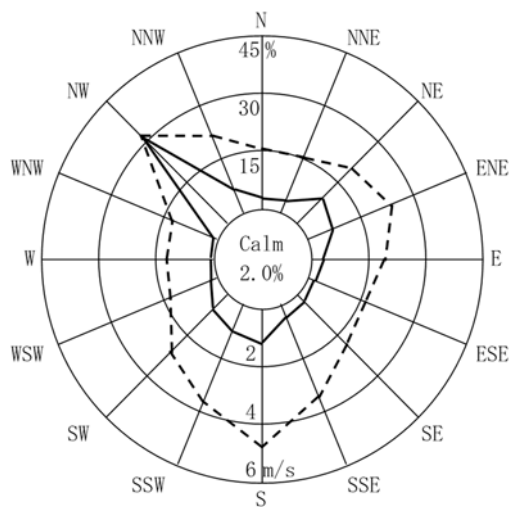
第2章 計画地及びその周辺地域の概況並びに環境の特性

1 計画地及びその周辺地域の概況

(1) 気象の状況

計画地周辺の一般環境大気測定局(以下「一般局」という。)である川崎測定局(川崎市役所第3庁舎屋上)及び幸測定局(幸区役所屋上)の風配図(令和4年度)は図2-1(1)~(2)に示すとおりである。

川崎測定局の年間の最多風向は北西(出現率:31.7%)、年平均風速は3.4m/s、幸測定局の年間の最多風向は北北西(出現率:15.3%)、年平均風速は2.6m/sである。



年平均風速: 3.4m/s

風向	出現率 (%)	平均風速 (m/s)	風向	出現率 (%)	平均風速 (m/s)
N	2.8	2.1	S	9.1	4.8
NNE	3.5	2.1	SSW	7.3	3.6
NE	9.5	2.7	SW	5.4	2.8
ENE	7.1	3.1	WSW	1.7	1.8
E	3.0	2.5	W	0.8	1.7
ESE	1.9	2.2	WNW	1.1	1.7
SE	2.9	2.4	NW	31.7	4.3
SSE	3.6	3.4	NNW	6.5	2.9

————— : 出現率

----- : 平均風速

Calm : 静穏出現率 (0.4m/s 以下)

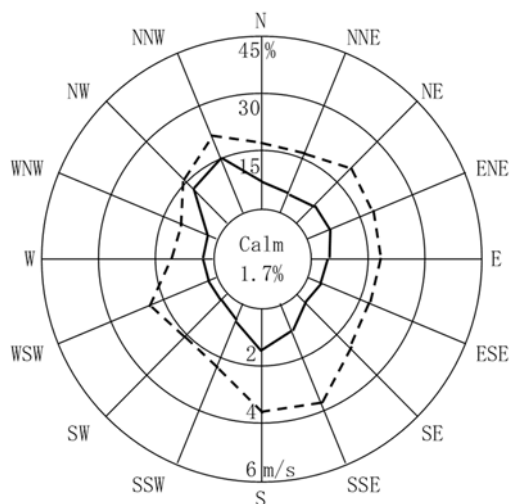
測定局: 川崎測定局(川崎市役所第3庁舎屋上)

測定高さ: 地上 84.5m

測定期間: 令和4年4月~令和5年3月

資料: 「川崎市大気データ」(川崎市環境局ホームページ)

図2-1(1) 風配図(令和4年度: 川崎測定局)



年平均風速: 2.6m/s

風向	出現率 (%)	平均風速 (m/s)	風向	出現率 (%)	平均風速 (m/s)
N	6.9	2.3	S	11.1	3.6
NNE	5.3	2.2	SSW	4.7	2.4
NE	6.4	2.7	SW	2.4	2.1
ENE	6.3	2.5	WSW	2.4	2.5
E	4.6	2.4	W	2.8	1.5
ESE	4.0	2.4	WNW	2.7	1.3
SE	3.2	2.7	NW	12.6	2.2
SSE	7.6	3.7	NNW	15.3	2.9

————— : 出現率

----- : 平均風速

Calm : 静穏出現率 (0.4m/s 以下)

測定局: 幸測定局(幸区役所屋上)

測定高さ: 地上 29.0m

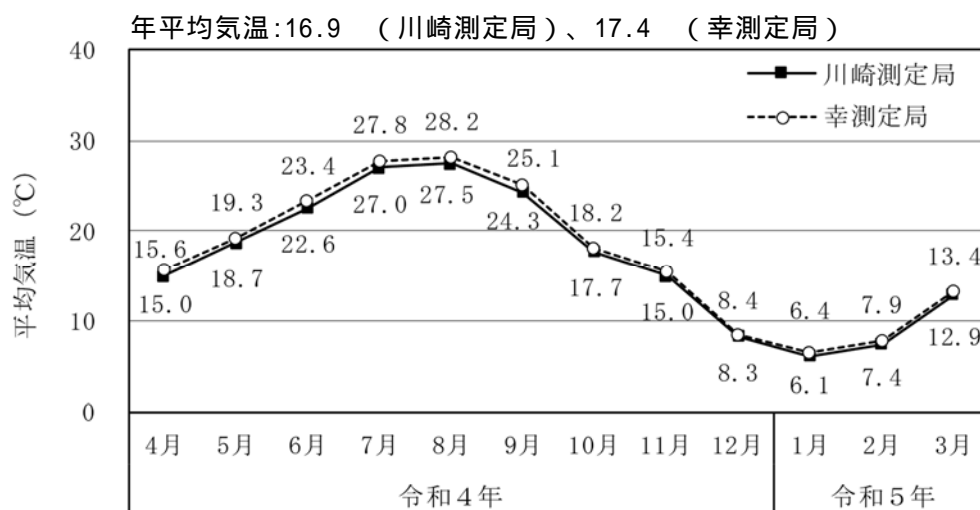
測定期間: 令和4年4月~令和5年3月

資料: 「川崎市大気データ」(川崎市環境局ホームページ)

図2-1(2) 風配図(令和4年度: 幸測定局)

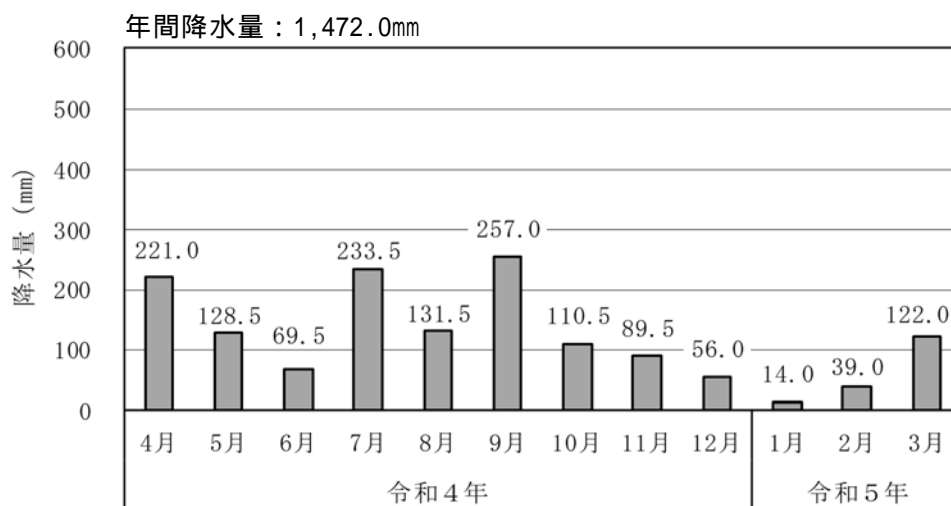
川崎測定局及び幸測定局の月別平均気温（令和4年度）は図2-2に示すとおり、川崎測定局の年平均気温は16.9、幸測定局の年平均値は17.4である。

また、田島測定局（田島支援学校）の月別降水量（令和4年度）は図2-3に示すとおり、年間降水量は1,472.0mmである。



測定期間：令和4年4月～令和5年3月
資料：「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）

図2-2 気温（令和4年度：川崎測定局、幸測定局）



測定期間：令和4年4月～令和5年3月
資料：「川崎市大気データ」（川崎市環境局ホームページ）

図2-3 降水量（令和4年度：田島測定局）

(2) 地象の状況

計画地及びその周辺は平坦な地形で、標高は約1.6～2.9mである。

計画地の位置する川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が分布している。

計画地及びその周辺の地質は、「土地分類基本調査（垂直調査）」（国土交通省ホームページ）によると、上から第四紀完新世沖積層（砂）、第四紀完新世沖積層（粘土）、第四紀更新世相模層群（粘土）、第四紀更新世相模層群（砂）の順に堆積している。

(3) 水象の状況

計画地及びその周辺に水路、湧水、井戸等はなく、計画地北側約60mに西から東へ多摩川が流れている。

「令和3年度 水質年報」（令和5年3月、川崎市環境局）によると、計画地北東側約50mの六郷ポンプ場（川崎区本町2-4）で地下水位が測定されており、令和3年の年平均水位（管頭から）は-2.21mである。

計画地周辺は公共下水道（合流式）が整備されており、計画地の舗装面等に降った雨水は、側溝等を経て公共下水道（合流式）に流入している。

(4) 植物、動物の状況

計画地周辺は高い密度で建築物が分布する市街地であり、公園や道路等に植栽が見られる程度で、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。

また、計画地は、「生物多様性かわさき戦略」（令和4年3月、川崎市）において「低地の市街地生態系エリア」に位置しており、計画地が含まれる川崎駅周辺地区緑化推進重点地区は、「主な回廊（コリドー）^{注）}となるもの」に位置づけられている。

注）回廊（コリドー）：拠点と拠点をつなぐ生き物の通り道となり得る場所。主に河川や街路樹等。

(5) 人口、産業の状況

人口の状況

計画地周辺の町丁図は、図2-4に示すとおりである。

計画地及びその周辺の町丁別の人口及び世帯数（令和4年度）は表2-1に、過去5年間（平成30年度～令和4年度）の人口の状況は表2-2及び図2-5に示すとおりである。

計画地は川崎区駅前本町に位置しており、令和4年度の人口は464人、世帯数は296世帯である。また、過去5年間（平成30年度～令和4年度）の人口の状況は、概ね横ばいである。

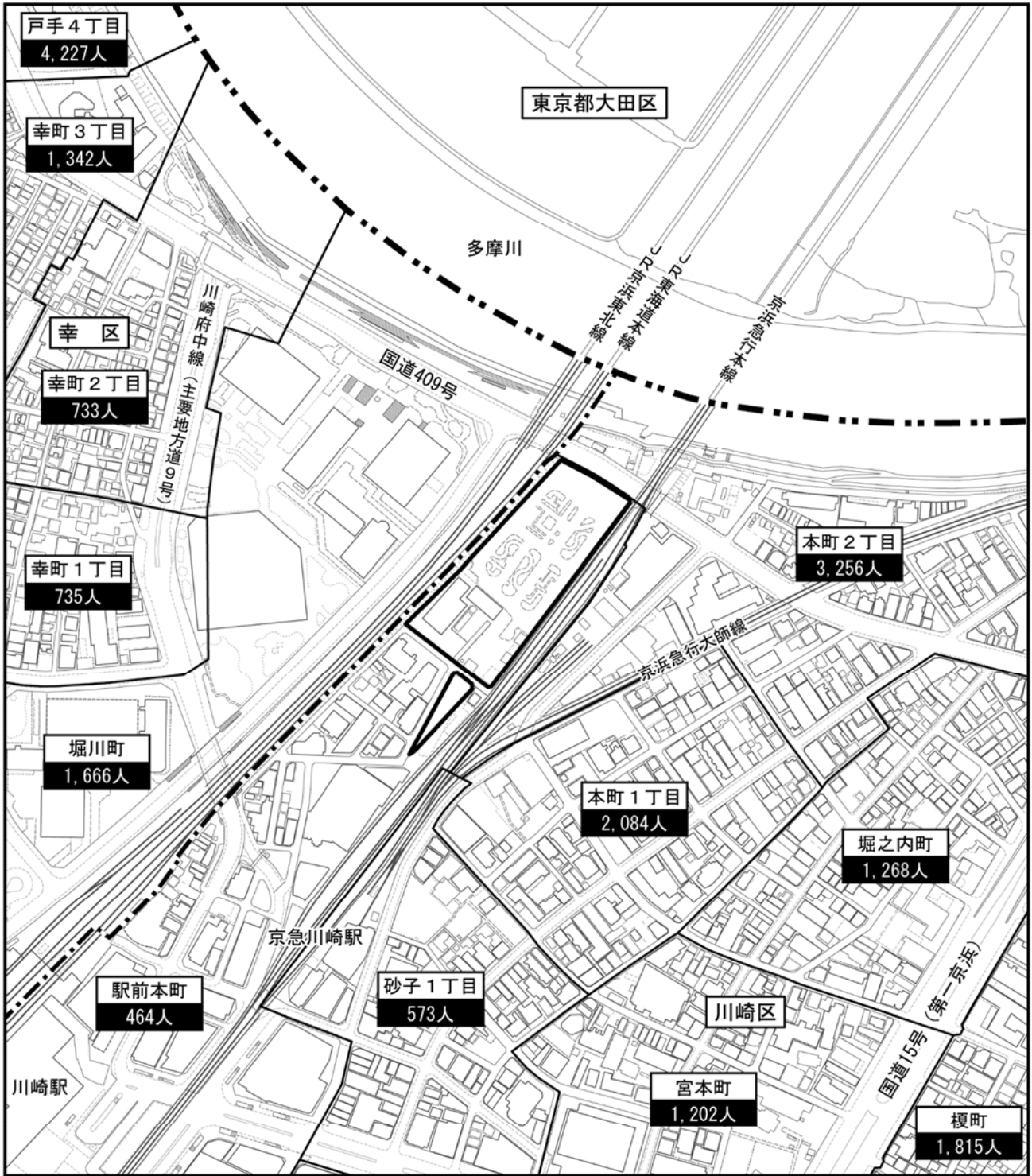
表2-1 人口及び世帯数（令和4年度）

市区町丁名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	備考
川崎区	駅前本町	464	296
	砂子1丁目	573	432
	榎町	1,815	1,105
	堀之内町	1,268	1,119
	本町1丁目	2,084	1,648
	本町2丁目	3,256	2,153
	宮本町	1,202	869
川崎区全体	232,803	131,343	川崎区全体 面積：40.25km ² 人口密度：5,784人/km ²
幸区	幸町1丁目	735	438
	幸町2丁目	733	479
	幸町3丁目	1,342	723
	戸手4丁目	4,227	1,827
	堀川町	1,666	802
	幸区全体	172,561	86,486
川崎市	1,526,673	783,741	川崎市 面積：144.35km ² 人口密度：10,576人/km ²

1 令和4年度末現在の数値である。

2 ：計画地は駅前本町に位置している。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）



凡例

-  計画地
-  都県界
-  区界
-  町丁界
-  町丁名・人口

※1 人口は令和4年度末現在の数値である。
 ※2 計画地は駅前本町に位置している。
 資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）

図2-4 町丁図



表2-2 人口の状況（平成30年度～令和4年度）

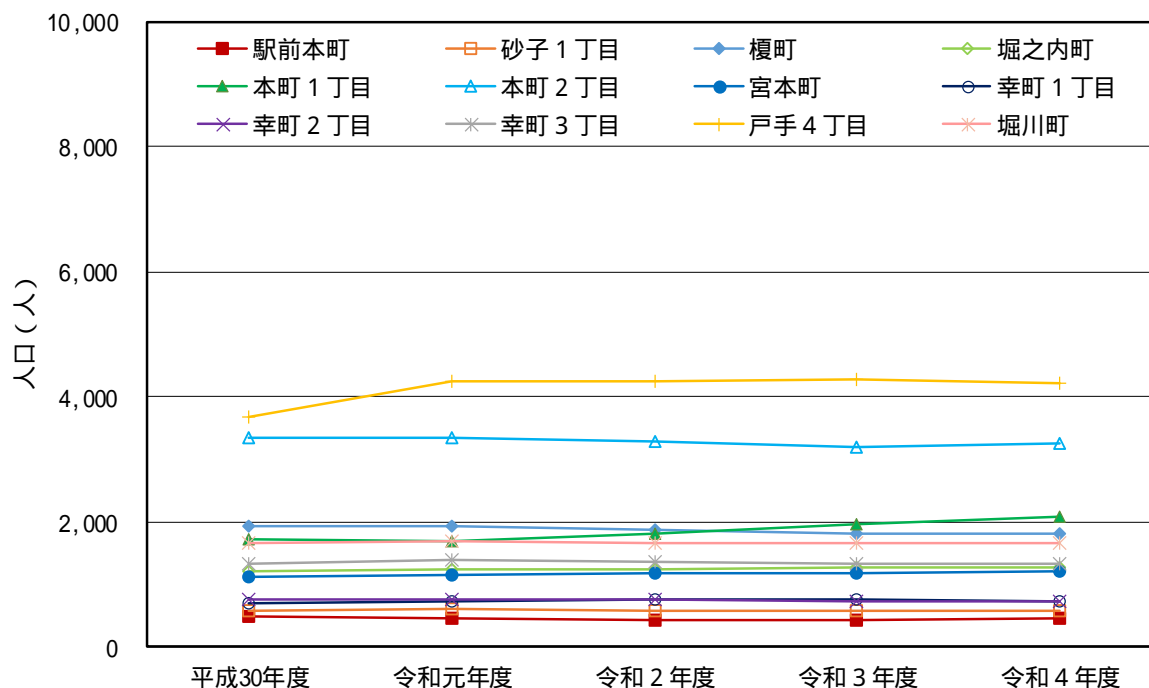
単位：人

市区町丁名		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
川崎区	駅前本町	476	454	439	418	464
	砂子1丁目	586	597	573	572	573
	榎町	1,922	1,930	1,868	1,798	1,815
	堀之内町	1,218	1,254	1,249	1,275	1,268
	本町1丁目	1,727	1,700	1,820	1,953	2,084
	本町2丁目	3,331	3,358	3,281	3,198	3,256
	宮本町	1,123	1,165	1,194	1,179	1,202
	川崎区全体	233,783	235,373	234,327	232,210	232,803
幸区	幸町1丁目	706	741	768	750	735
	幸町2丁目	764	746	765	737	733
	幸町3丁目	1,337	1,377	1,355	1,324	1,342
	戸手4丁目	3,663	4,257	4,252	4,266	4,227
	堀川町	1,673	1,686	1,652	1,650	1,666
	幸区全体	168,871	171,478	171,487	171,885	172,561
	川崎市	1,504,392	1,517,566	1,522,098	1,521,692	1,526,673

1 各年度末現在の数値である。

2 計画地は駅前本町に位置している。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）



1 各年度末現在の数値である。

2 計画地は駅前本町に位置している。

資料：「川崎市町丁別世帯数・人口」（川崎市ホームページ）

図2-5 人口の状況（平成30年度～令和4年度）

産業の状況

産業分類別の事業所数及び従業者数（令和3年6月1日現在）は、表2-3に示すとおりである。

川崎区の実業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」の順となっている。幸区の実業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となっている。川崎市の実業所数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「宿泊業、飲食サービス業」の順となっている。

川崎区及び幸区の実業者数は、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「運輸業、郵便業」の順となっている。川崎市の実業者数は、「卸売業、小売業」が最も多く、次いで「医療、福祉」、「製造業」の順となっている。

表2-3 産業分類別の事業所数及び従業者数（令和3年6月1日現在）

産業分類	川崎区		幸区		川崎市	
	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)	事業所数	従業者数 (人)
農業、林業、漁業	5	77	8	156	72	633
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	1,204	10,853	483	4,844	4,101	31,130
製造業	802	27,760	348	11,000	2,806	70,892
電気・ガス・ 熱供給・水道業	13	295	6	192	41	716
情報通信業	169	6,819	95	5,830	926	34,418
運輸業、郵便業	778	21,629	116	2,482	1,256	35,224
卸売業、小売業	2,041	24,939	970	15,537	7,971	102,975
金融業、保険業	127	2,816	54	1,126	462	8,034
不動産業、 物品賃貸業	835	3,463	449	1,363	4,358	16,887
学術研究、 専門・技術サービス業	461	5,739	216	7,611	2,153	25,079
宿泊業、 飲食サービス業	1,296	12,099	486	4,539	4,604	47,580
生活関連サービス業、 娯楽業	689	4,496	378	2,695	3,141	17,984
教育、学習支援業	215	2,795	131	1,154	1,485	21,151
医療、福祉	769	14,329	520	9,340	4,774	84,798
複合サービス事業	34	1,513	18	154	144	3,435
サービス業（他に分類 されないもの）	748	16,744	234	4,783	2,230	40,414
合計	10,186	156,366	4,512	72,806	40,524	541,350

資料：「川崎市の経済（速報） - 令和3年経済センサス-活動調査結果速報 -」（令和4年8月、川崎市）

(6) 土地利用状況

用途地域の指定状況

計画地及びその周辺の都市計画図は、図2-6に示すとおりである。

計画地及びその周辺は商業地域に指定されており、計画地西側約200mに近隣商業地域、約240mに第二種住居地域の指定がある。

- ・都市計画区域 : 市街化区域
- ・地域地区 : 商業地域、防火地域、中央駐車場整備地区
- ・建ぺい率 : 80%
- ・容積率 : 400%または500%

土地利用の状況

計画地及びその周辺の土地利用現況図は、図2-7に示すとおりである。

計画地及びその周辺は、文教・厚生用地、業務施設用地、運輸施設用地、集合住宅用地、商業用地等として利用されている。

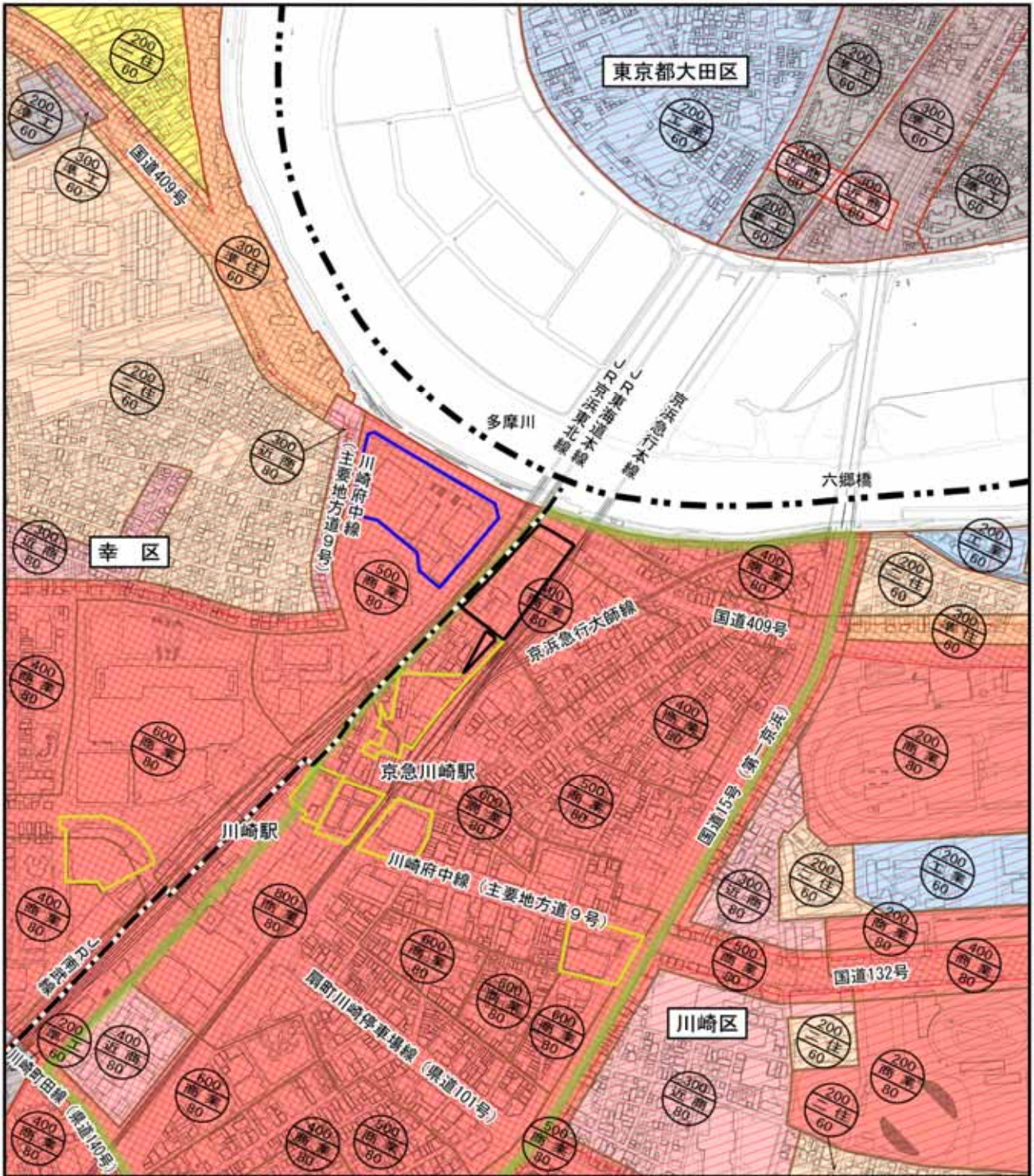
また、計画地及びその周辺の状況は写真2-1(1)～(2)に、写真撮影地点は図2-8に示すとおりである。

周辺地域の開発動向

川崎駅周辺地区の整備状況は、図2-9に示すとおりである。

計画地を含む川崎駅周辺地区は、「川崎市総合計画」(平成28年3月、川崎市)において広域拠点の一つとして位置づけられているとともに、「川崎都市計画都市再開発の方針」(平成29年3月、川崎市)において2号再開発促進地区に位置づけられている。

川崎駅周辺地区では、羽田空港や東京、横浜へのアクセスの良さを活かした広域的な集客機能を備えたまちづくりが段階的かつ戦略的に進められており、駅前広場、地下街、東西の連絡通路等の公共事業や民間再開発による都市的な土地利用を連鎖的に積み重ね、土地利用の誘導と民間事業のタイミングにあわせた都市基盤の整備が進められてきている。



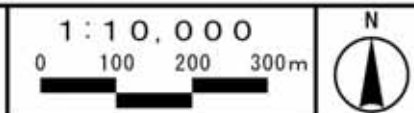
凡例

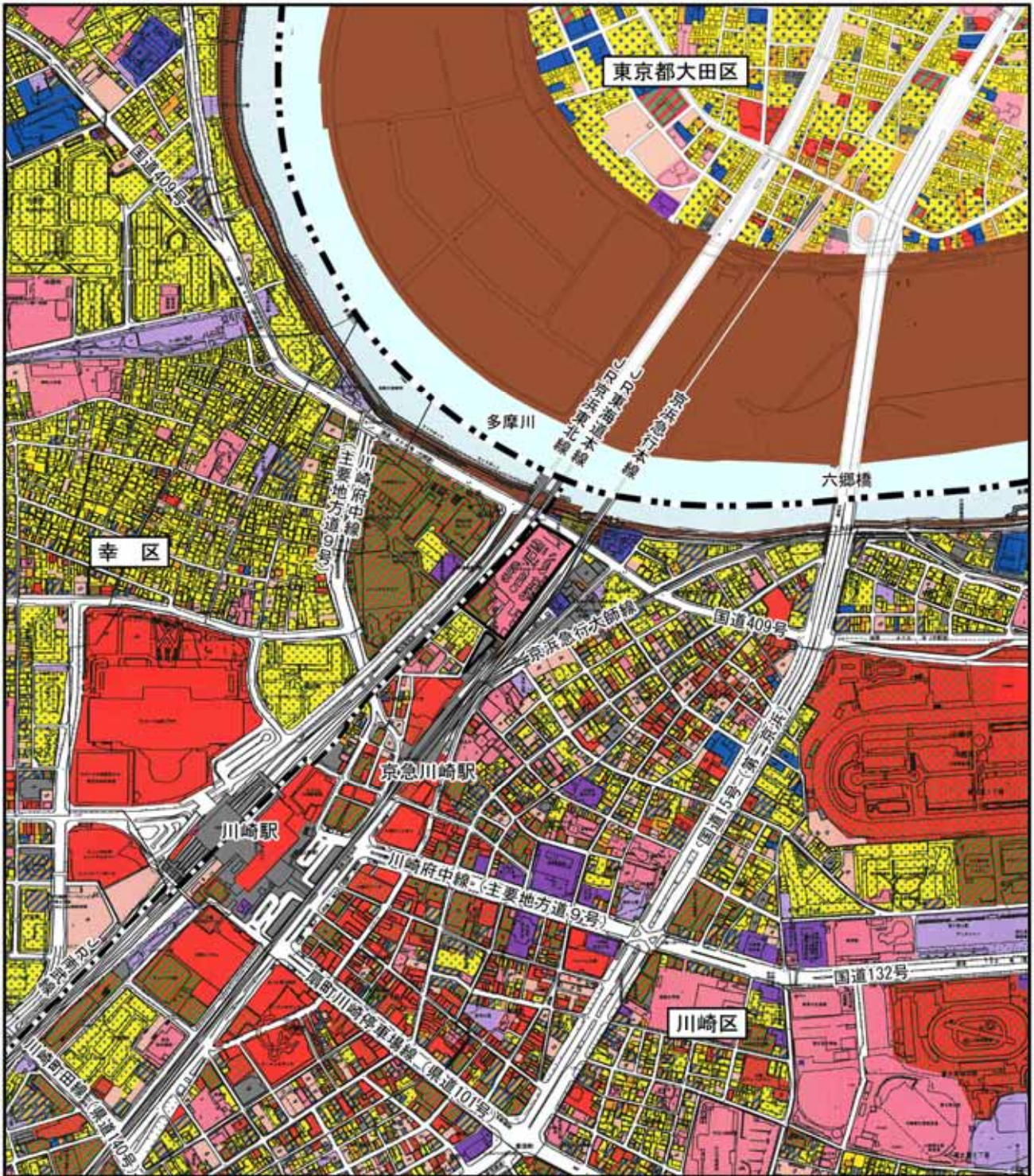
- 計画地
- 都県界
- 区界

- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域
- 防火地域
- 準防火地域
- 高度利用地区
- 特定街区
- 駐車場整備地区
- 自転車
専用道路
指定地区




資料：「ガイドマップかわさき」（川崎市ホームページ）
「まちマップおおた」（大田区ホームページ）

図2-6 都市計画図







凡例

-  計画地
-  都県界
-  区界

自然的土地利用

-  河川、水路、水面
-  荒地、海浜、河川敷

都市的土地利用

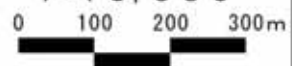
-  住宅用地
-  集合住宅用地
-  店舗併用住宅用地
-  作業所併用住宅用地
-  併用集合住宅用地
-  業務施設用地
-  商業用地
-  宿泊娯楽施設用地
-  軽工業用地
-  運輸施設用地
-  公共用地

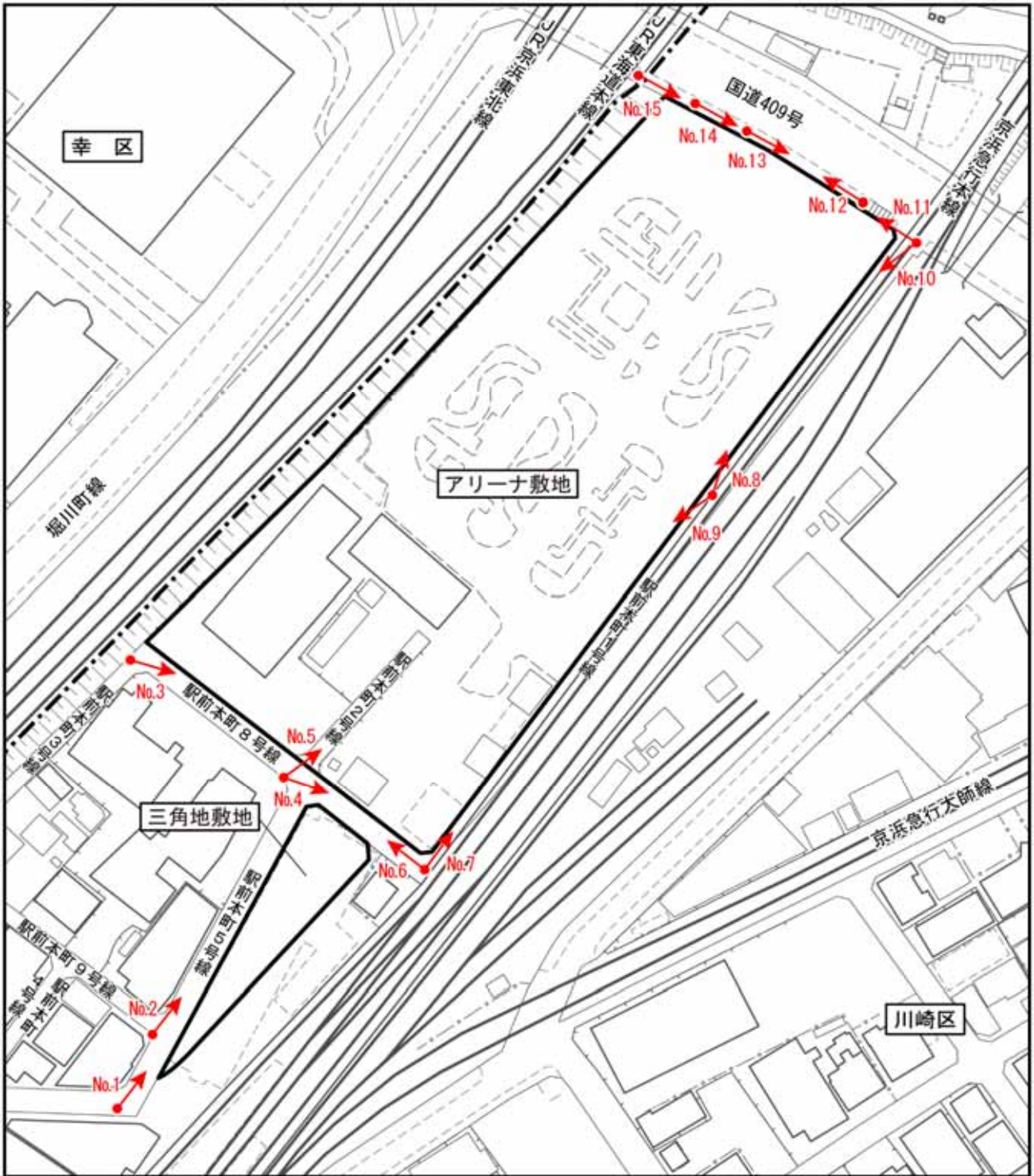
-  供給処理施設用地
-  文教・厚生用地
-  公共空地
-  その他の空地
-  道路用地・鉄道用地

資料：「土地利用現況図（川崎区、幸区）平成27年度 川崎市都市計画基礎調査」（平成31年3月、川崎市）
 「東京都土地利用現況図（建物用途別・区部）平成28年現在」（東京都）

図2-7 土地利用現況図

1:10,000

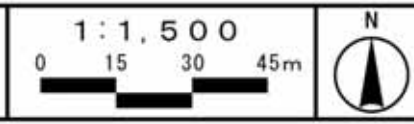




凡 例

- 計画地
- 区 界
- ➔ 写真撮影地点 (No.1~No.15)

図2-8 写真撮影地点





1：駅前本町5号線の状況（北を望む）



2：駅前本町5号線の状況（北を望む）



3：駅前本町8号線の状況（東を望む）



4：駅前本町8号線の状況（西を望む）



5：駅前本町2号線の状況（北を望む）



6：駅前本町8号線の状況（西を望む）



7：駅前本町1号線の状況（北を望む）



8：駅前本町1号線の状況（北を望む）

写真2-1(1) 計画地及びその周辺の状況（令和5年7月26日撮影）



9：駅前本町1号線の状況（南を望む）



10：駅前本町1号線の状況（南を望む）



11：国道409号歩道の状況（西を望む）



12：国道409号歩道の状況（西を望む）



13：国道409号歩道の状況（東を望む）

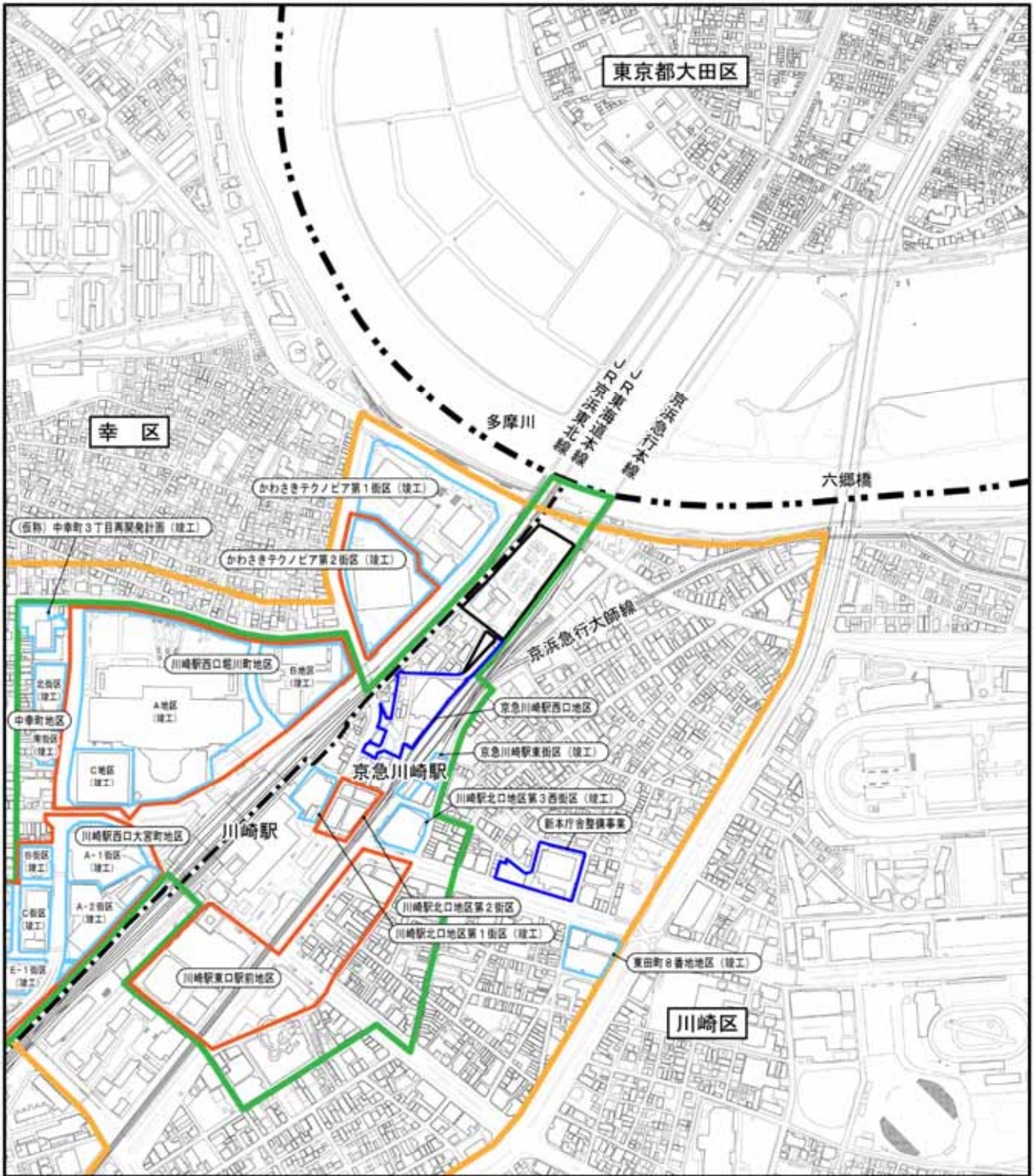


14：国道409号歩道の状況（東を望む）

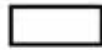









15：国道409号歩道の状況（東を望む）

写真2-1(2) 計画地及びその周辺の状況（令和5年7月26日撮影）



凡例

- | | | | |
|---|-----|---|-------------------------|
|  | 計画地 |  | 2号再開発促進地区 |
|  | 都県界 |  | 都市再生緊急整備地域 ^注 |
|  | 区界 |  | 地区計画、地区計画（再開発等促進区）の区域 |
| | |  | 竣工済のプロジェクト |
| | |  | 現在進行中のプロジェクト |

注) 政府が構造改革等の観点から施策を集中的に実施すべきものとして政令で指定する地域

図2-9 川崎駅周辺地区の整備状況

1 : 10,000

0 100 200 300m

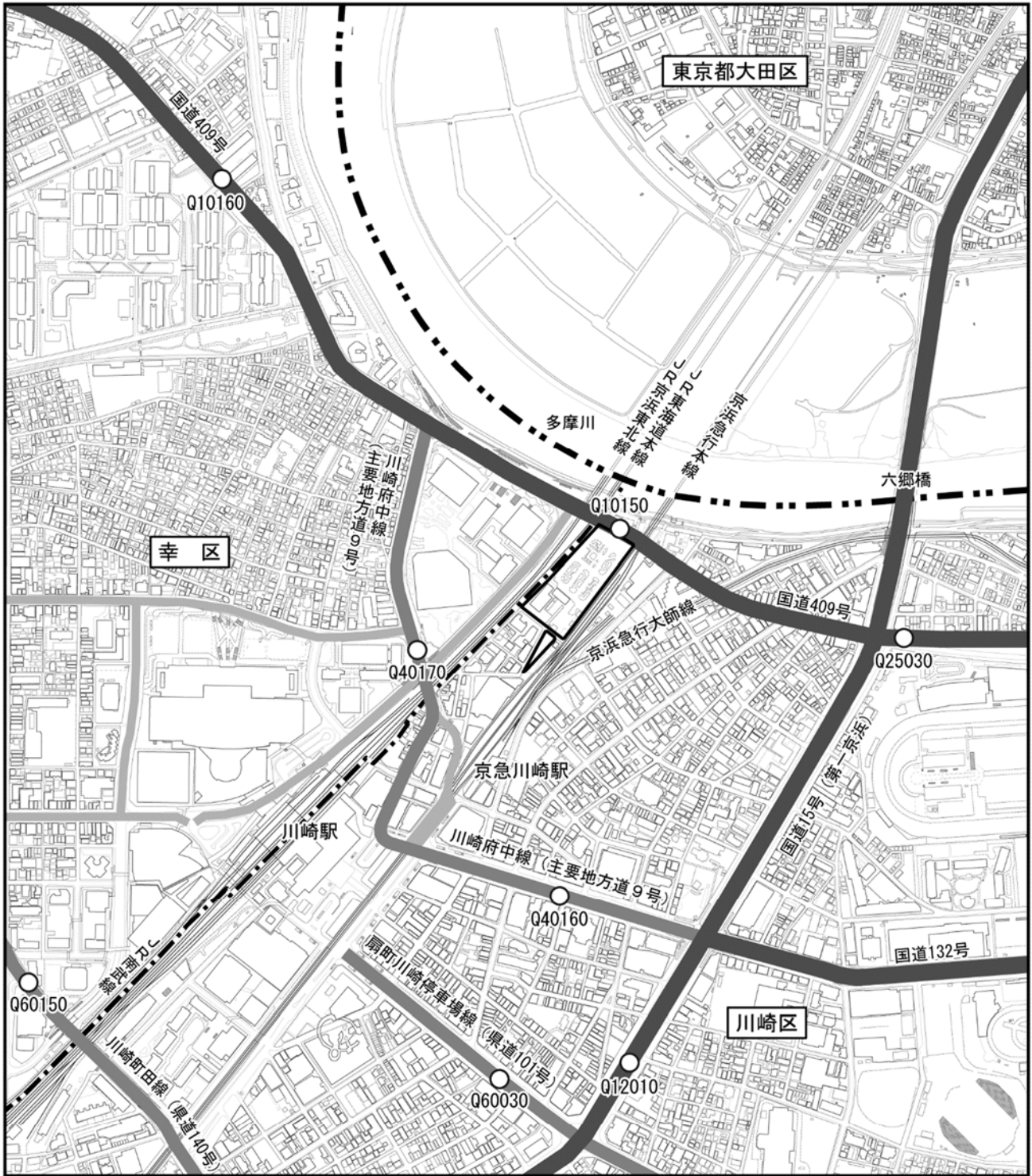


(7) 交通、運輸の状況

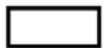
道 路

計画地周辺の主な道路は図2-10に示すとおり、計画地北側に国道409号、東側に国道15号(第一京浜)、西側から南側に川崎府中線(主要地方道9号)等が通っている。

全国道路・街路交通情勢調査(以下「道路交通センサス」という。)の調査地点は図2-10に、道路交通センサスの調査結果(平成17、22、27年度、令和3年度)は表2-4及び図2-11に示すとおり、令和3年度の自動車交通量(平日)は11,453~25,267台/12時間(大型車混入率:16.4~23.9%)である。また、国道409号(Q10150、Q10160)、川崎府中線(Q40160)、扇町川崎停車場線(Q60030)、川崎町田線(Q60150)における自動車交通量の調査結果(平日)をみると、自動車交通量は減少している。



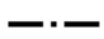
凡 例



計画地



都県界



区 界



国 道



主要地方道・県道



主な市道



道路交通センサ調査地点
(区間番号は令和3年度調査による)

資料：「令和3年度一般交通量調査 調査結果」(川崎市ホームページ)

図2-10 主な道路及び道路交通センサ調査地点

1 : 10,000

0 100 200 300m



表2-4 道路交通センサスの調査結果（平成17、22、27年度、令和3年度）

区間 番号 <small>注1)</small>	路線名	調査地点	年 度	自動車交通量 (台/12時間)		大型車混入率 (%)	
				平日	休日	平日	休日
Q12010	国道15号	川崎区宮前町1-2	H17	-	-	-	-
			H22	-	-	-	-
			H27	31,228	-	26.4	-
			R3	-	-	-	-
Q10150	国道409号	川崎区駅前本町26	H17	-	-	-	-
			H22	22,364	-	28.6	-
			H27	21,452	-	26.8	-
			R3	20,013	-	22.3	-
Q10160	国道409号	幸区戸手4-7	H17	-	-	-	-
			H22	-	-	-	-
			H27	14,283	-	22.5	-
			R3	13,813	-	18.0	-
Q25030	国道409号	川崎区富士見1-5-2	H17	-	-	-	-
			H22	-	-	-	-
			H27	17,989	-	30.0	-
			R3	-	-	-	-
Q40160	川崎府中線 (主要地方道9号)	川崎区砂子2-11-17	H17	-	-	-	-
			H22	-	-	-	-
			H27	15,092	-	17.1	-
			R3	14,859	-	16.4	-
Q40170	川崎府中線 (主要地方道9号)	幸区堀川町72	H17	14,155	9,508	15.4	8.0
			H22	12,466	9,867	9.0	3.6
			H27	-	-	-	-
			R3	-	-	-	-
Q60030	扇町川崎停車場線	川崎区砂子2-8	H17	-	-	-	-
			H22	-	-	-	-
			H27	13,030	-	21.5	-
			R3	11,453	-	23.9	-
Q60150	川崎町田線	幸区大宮町29 ^{注2)}	H17	34,321	26,697	20.7	5.3
			H22	29,053	25,617	18.1	4.6
		幸区大宮町28-8 ^{注2)}	H27	26,450	-	18.1	-
			R3	25,267	-	17.6	-

注1)区間番号は令和3年度調査による。

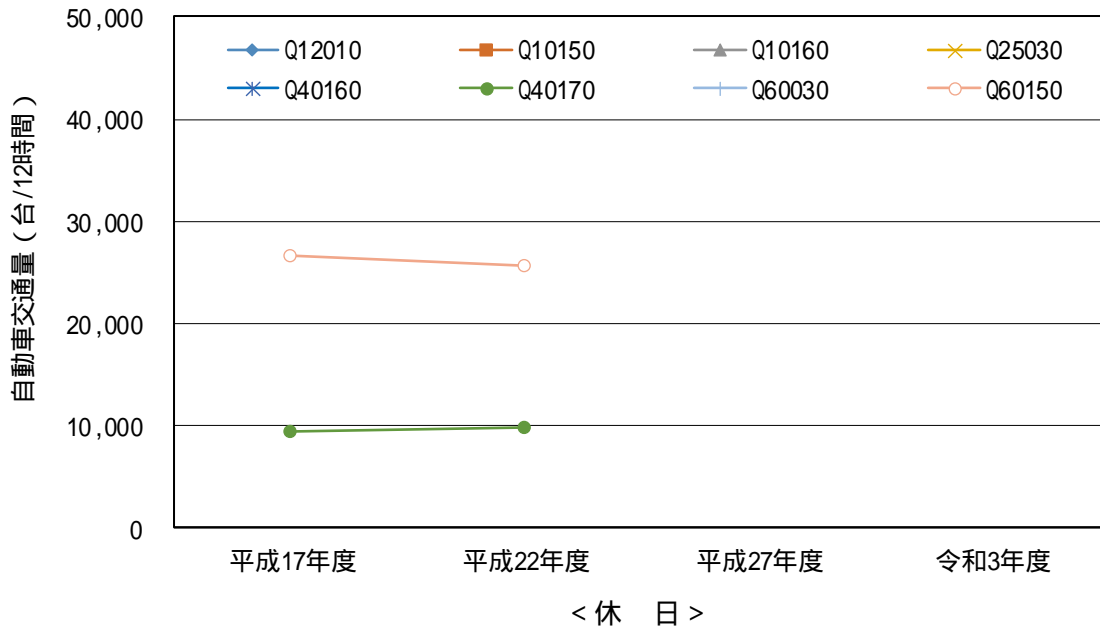
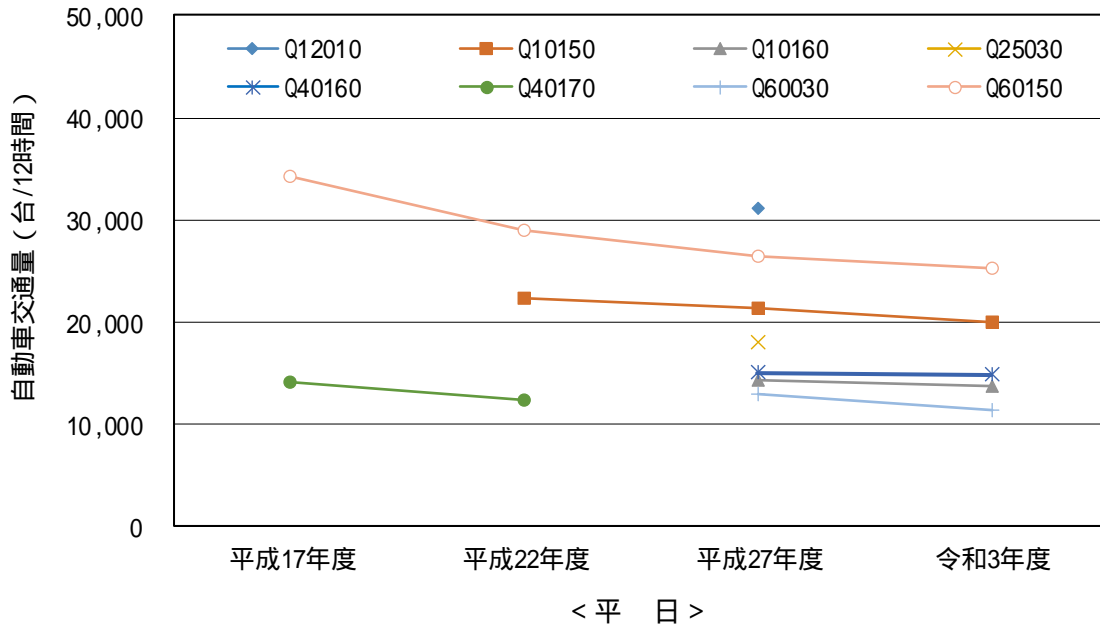
注2)川崎町田線の調査地点は平成17、22年度と平成27年度、令和3年度で異なるが、概ね同じ位置で調査が行われており、同じ地点の調査結果として整理しても問題ないと判断した。

調査時間：7～19時の12時間

資料：「平成22年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」（川崎市建設緑政局）

「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査報告書」（川崎市建設緑政局）

「令和3年度一般交通量調査 調査結果」（川崎市ホームページ）



調査時間：7～19時の12時間
 資料：「平成22年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）一般交通量調査報告書」（川崎市建設緑政局）
 「平成27年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査報告書」（川崎市建設緑政局）
 「令和3年度一般交通量調査 調査結果」（川崎市ホームページ）

図2-11 道路交通センサスの調査結果（平成17、22、27年度、令和3年度）

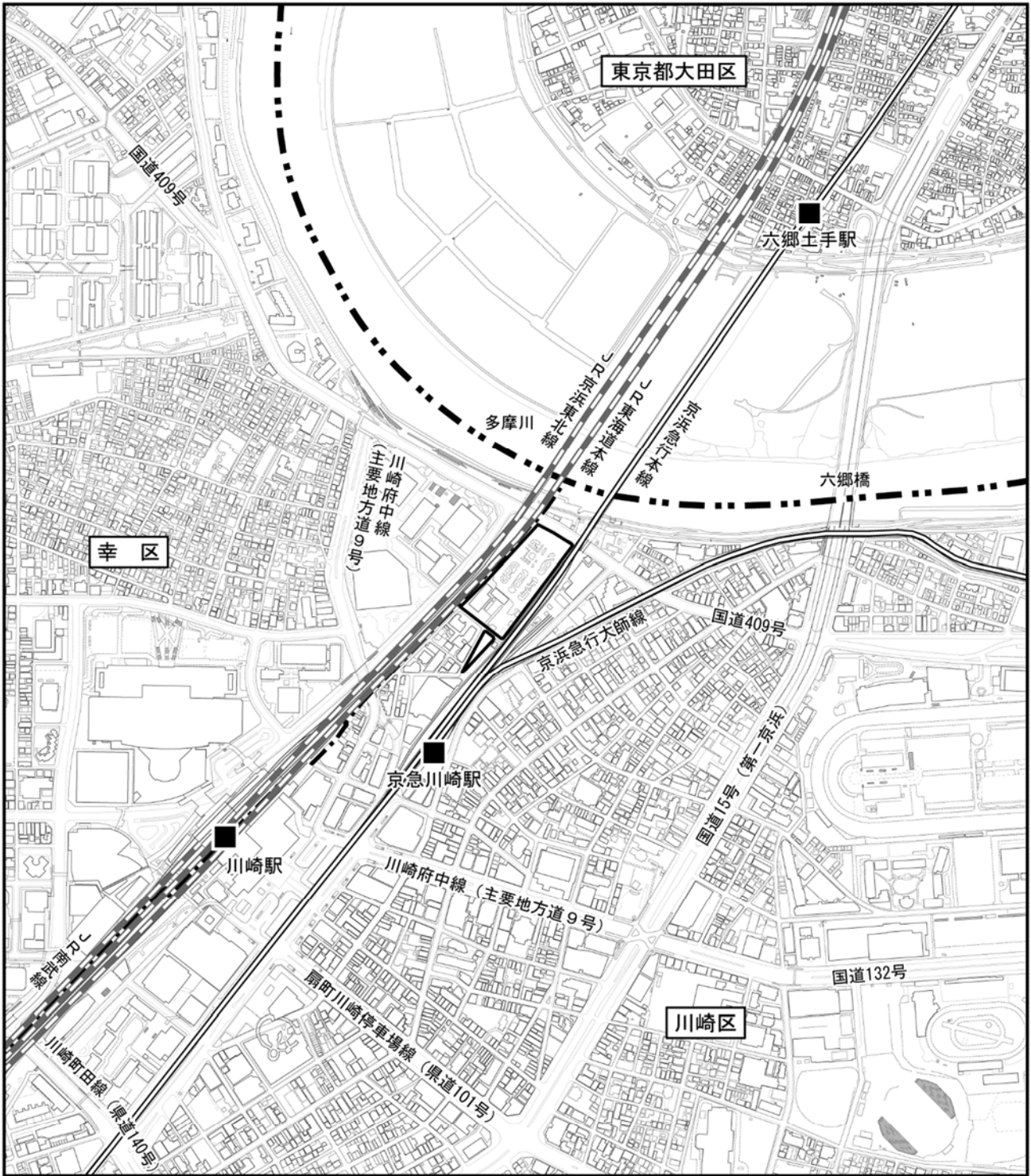
鉄 道

計画地周辺の鉄道路線は図2-12に示すとおり、計画地東側に京浜急行本線及び京浜急行大師線、西側にＪＲ東海道本線及びＪＲ京浜東北線が通っている。

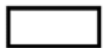
過去５年間の１日平均乗車人員の状況は図2-13に示すとおり、京急川崎駅の令和２年及びＪＲ川崎駅の令和２年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少している。

バ ス

計画地周辺のバス路線は図2-14に示すとおり、川崎市バス、川崎鶴見臨港バス、京浜急行バス、東急バスが運行している。



凡 例



計画地



都県界



区 界



J R 京浜東北線、東海道本線、南武線



京浜急行本線、大師線



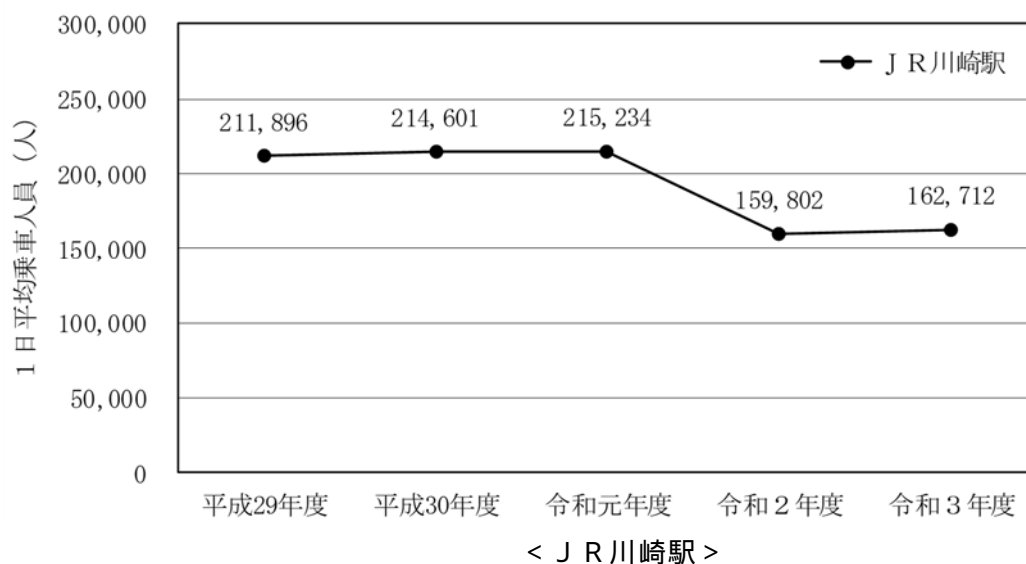
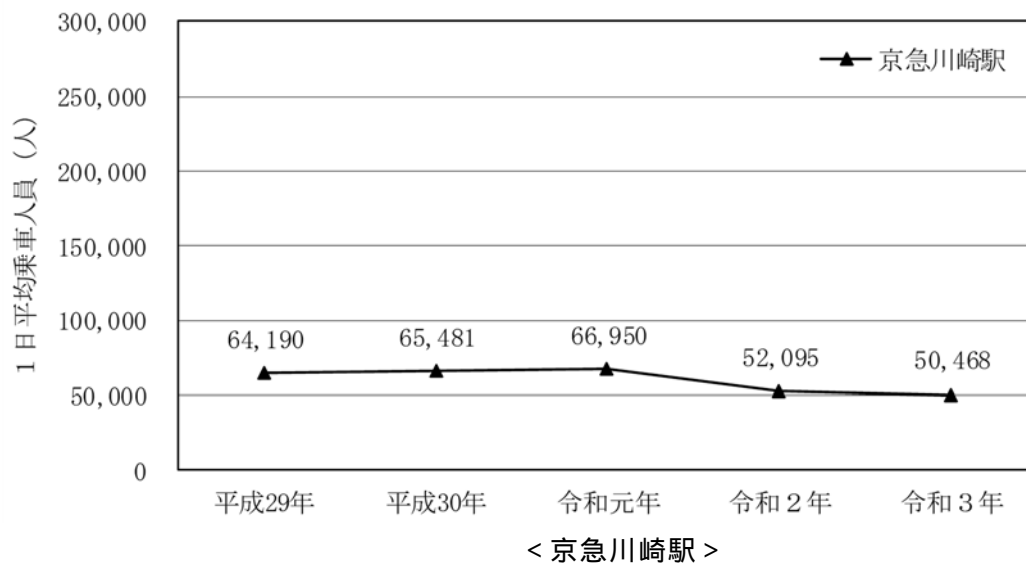
駅

図2-12 鉄道路線

1 : 10,000

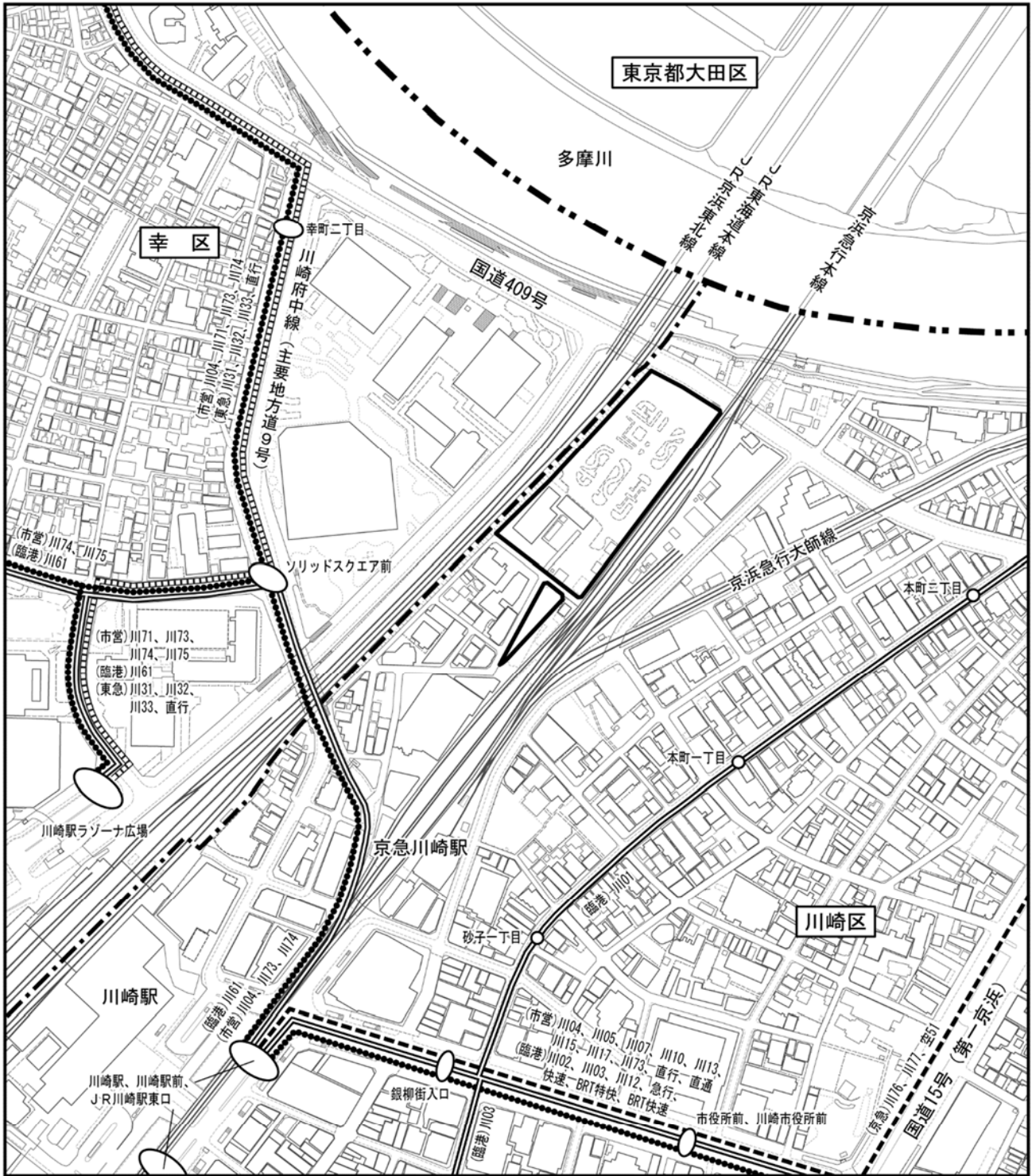
0 100 200 300m









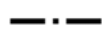


資料：「川崎市統計書 令和4年（2022年）版」（令和5年3月、川崎市）

図2-13 1日平均乗車人員の状況



凡例

- | | | | | | |
|---|-----|---|----------|---|--------|
|  | 計画地 |  | 川崎市バス |  | 京浜急行バス |
|  | 都県界 |  | 川崎鶴見臨港バス |  | 東急バス |
|  | 区界 | | | | |

資料：「川崎市バス 路線図」（川崎市ホームページ）
「路線図・乗り場案内」（川崎鶴見臨港バスホームページ）
「京浜急行バス 羽田営業所バス路線系統図」（京浜急行バスホームページ）
「東急バス 高津営業所所管路線図」（東急バスホームページ）

図2-14 バス路線



(8) 公共施設等の状況

公共施設等

計画地周辺の主な公共施設等は、表2-5及び図2-15に示すとおりである。

計画地周辺には、西側約60mに産業振興会館（ 29）、南側約70mに川崎乳児保育所（ 5）、夜間保育所あいいく（ 6）、地域子育て支援センターあいいく（ 14）、しおん（ 15）、しおん地域包括支援センター（ 16）、南西側約70mに城南ルミナ保育園川崎（ 7）等がある。

なお、計画地には、公共施設等は存在しない。

表2-5 主な公共施設等の一覧

項目	名称	住所	
行政機関等	1 川崎市役所本庁舎	川崎区宮本町1	
	2 川崎市役所第2庁舎	川崎区砂子1-9-3	
	3 川崎市役所第4庁舎	川崎区宮本町3-3	
	4 かわさき市税事務所	川崎区砂子1-8-9	
福祉施設	5 川崎乳児保育所	川崎区本町1-1-1	
	6 夜間保育所あいいく	川崎区本町1-1-1	
	7 城南ルミナ保育園川崎	川崎区駅前本町22-9	
	8 メリー ポピンズアトレ川崎ルーム	川崎区駅前本町26-1	
	9 京急キッズランド京急川崎保育園	川崎区砂子1-3-1	
	10 わらべうた幸町保育園	幸区幸町1-749-2	
	11 キッズガーデン川崎幸町	幸区幸町2-593	
	小規模保育事業	12 キッズガーデン川崎幸町小規模園	幸区幸町2-681-23
	川崎認定保育園	13 ひなた園	川崎区砂子1-8-4
	地域子育て支援センター	14 地域子育て支援センターあいいく	川崎区本町1-1-1
	特別養護老人ホーム	15 しおん	川崎区本町1-1-1
	地域包括支援センター	16 しおん地域包括支援センター	川崎区本町1-1-1
	有料老人ホーム	17 SOMPOケア ラヴィーレ川崎	幸区幸町2-632-1
	計画相談支援・ 障害児相談支援事業所	18 Cocorport 相談支援室川崎	川崎区駅前本町15-5
	指定障害福祉サービス 日中活動系サービス 事業所	19 デジタルアートセンタープラス神奈川	川崎区本町2-11-11
		20 エミフル東海道	川崎区砂子1-4-9
		21 Cocorport 川崎office	川崎区駅前本町15-5
		22 Future Dream Achievement 川崎	川崎区駅前本町15-5
		23 日本就労移行支援センター川崎駅前校	川崎区駅前本町15-5
		24 ミラトレ川崎	幸区堀川町66-2
障害児通所事業所	25 LITALICO ジュニア 川崎砂子教室	川崎区砂子1-7-5	
グループホーム ^{注)}	- さつき	川崎区本町	
	- ほのぼの	幸区幸町	
	- M Kビル	幸区幸町	
その他施設	26 川崎図書館	川崎区駅前本町12-1	
	27 アートガーデンかわさき	川崎区駅前本町12-1	
	28 東海道かわさき宿交流館	川崎区本町1-8-4	
	29 川崎市産業振興会館	幸区堀川町66-20	

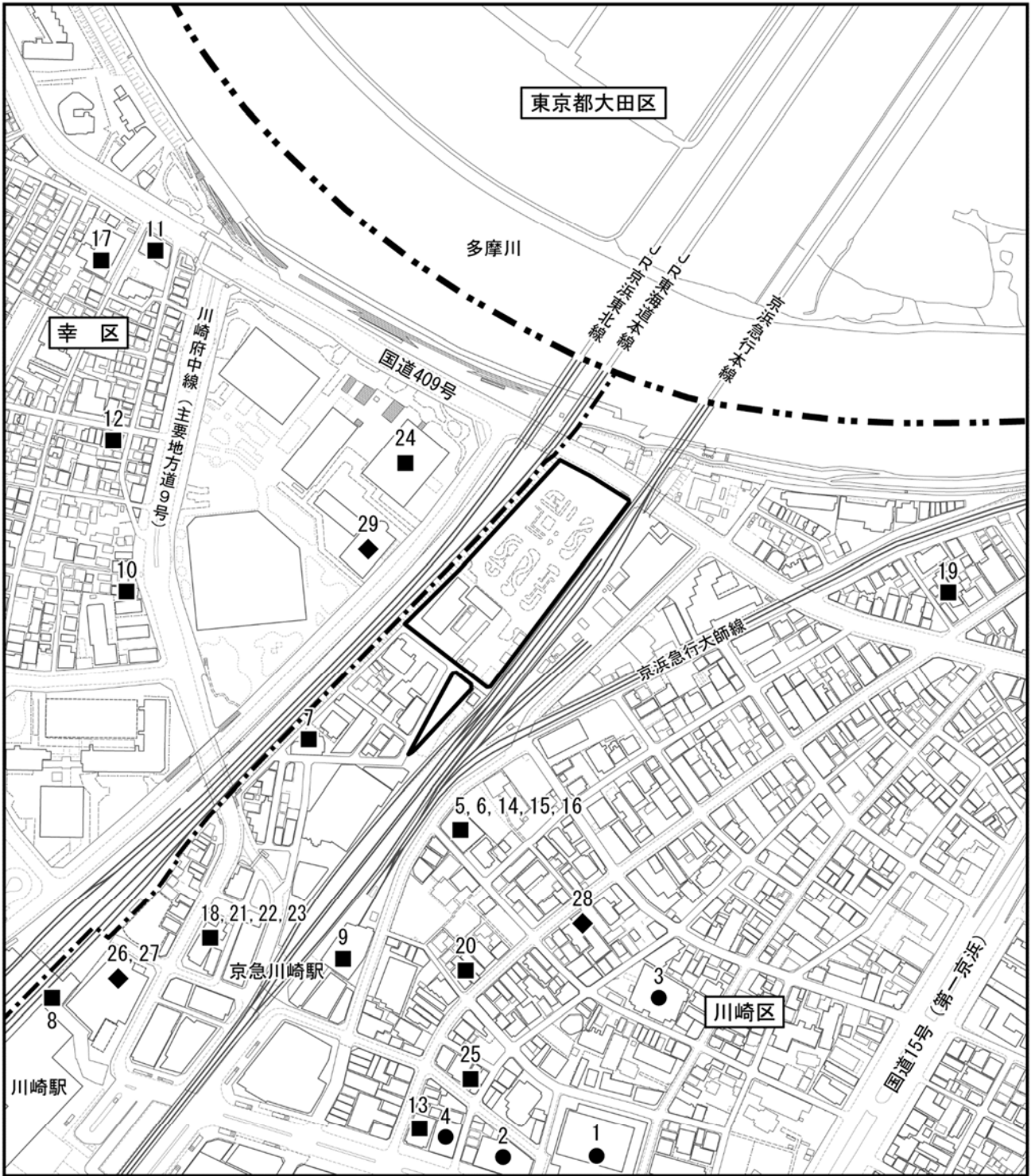
注) 詳細な住所は非公表である。

資料: 「市の施設」(川崎市ホームページ)

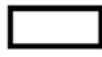



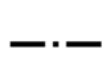

「かわさきし子育て応援ナビ」(川崎市ホームページ)

「高齢者施設のご案内」(川崎市ホームページ)

「障害者施設情報」(川崎市ホームページ)

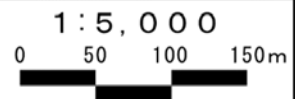


凡例

- | | | | |
|---|-----|---|---------------------|
|  | 計画地 |  | 行政機関等 (No.1~No.4) |
|  | 都県界 |  | 福祉施設 (No.5~No.25) |
|  | 区界 |  | その他施設 (No.26~No.29) |

資料：「市の施設」(川崎市ホームページ)
「かわさきし子育て応援ナビ」(川崎市ホームページ)
「高齢者施設のご案内」(川崎市ホームページ)
「障害者施設情報」(川崎市ホームページ)

図2-15 主な公共施設等の位置



公園

計画地周辺の公園・緑地等は、表2-6及び図2-16に示すとおりである。

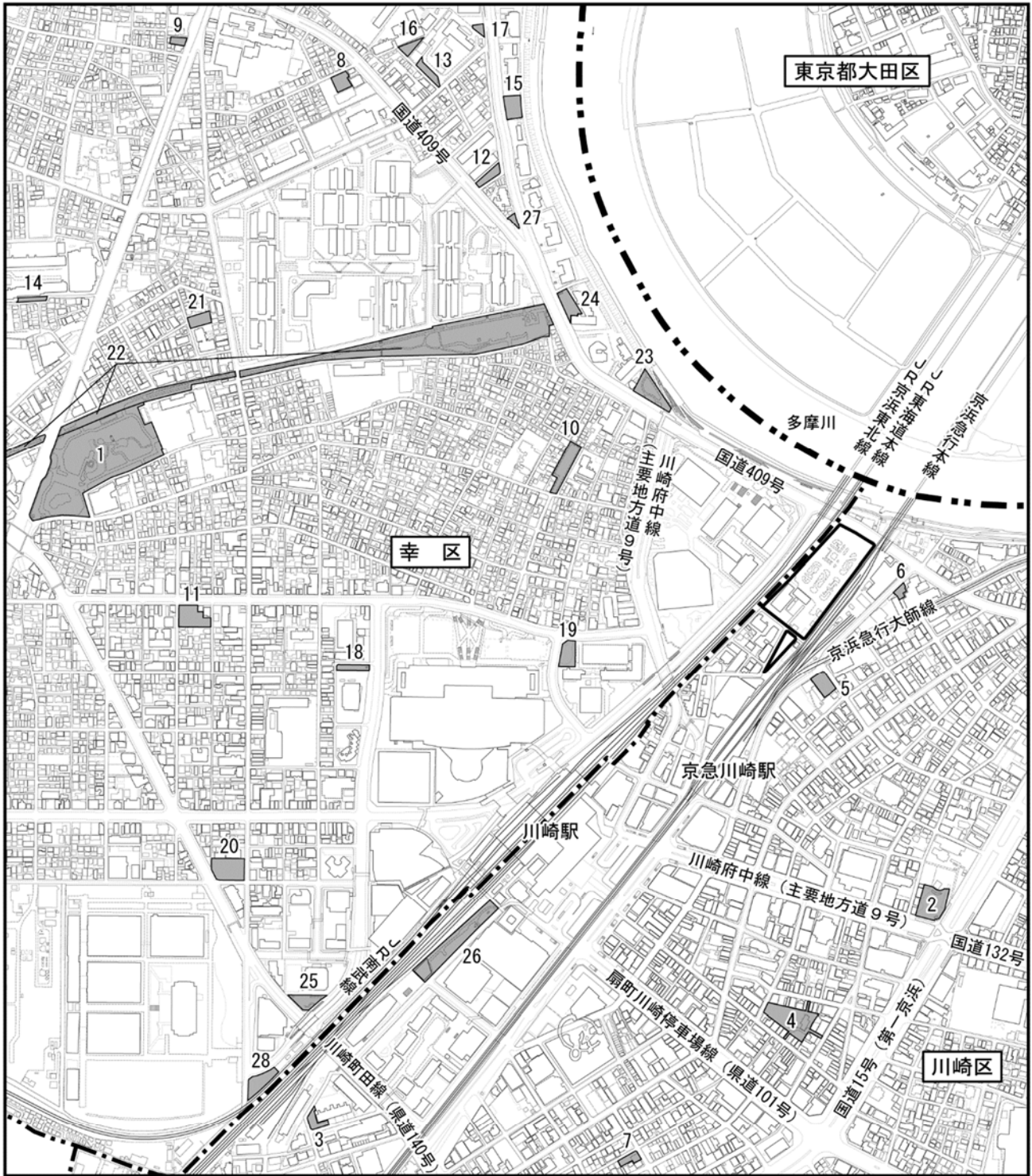
計画地周辺には、南側約60mに東町公園(5)、東側約70mに本町つつじ公園(6)等がある。なお、計画地には、公園・緑地等は存在しない。

また、南河原公園(1)及びさいわい緑道(旧河原町緑道)(22)は、「川崎市景観計画」(平成30年12月改定、川崎市)において景観資源に位置づけられている。

表2-6 公園・緑地等の一覧

項目			名称	住所
都市公園	近隣公園	1	南河原公園	幸区都町74-2
	街区公園	2	稲毛公園	川崎区宮本町7-8
		3	日進町公園	川崎区日進町2-14
		4	東田公園	川崎区東田町3-25
		5	東町公園	川崎区本町1-1-6
		6	本町つつじ公園	川崎区本町2-2-6
		7	南町公園	川崎区南町6-1
		8	遠藤町公園	幸区遠藤町44-3
		9	紺屋町ニコニコ公園	幸区紺屋町14
		10	幸町公園	幸区幸町3-9
		11	諏訪公園	幸区南幸町2-38-1
		12	戸手多摩川公園	幸区戸手4-7
		13	戸手東公園	幸区戸手4-4-3
		14	戸手本町はなの木公園	幸区戸手本町2-396-4
		15	戸手4丁目公園	幸区戸手4-11-2
		16	戸手4丁目ひだまり公園	幸区戸手4-3-15
		17	戸手4丁目ぼかぼか公園	幸区戸手4-53-54
		18	中幸町3丁目さくら公園	幸区中幸町3-26-45,46
		19	堀川町公園	幸区堀川町4-345-15
		20	柳町公園	幸区柳町42
		21	神明町公園	幸区神明町2-2
		市営公園	緑道	22
街区公園	23		多摩川見晴し公園	幸区幸町2-567番先
	24		戸手南公園	幸区戸手4-9
	25		西口さんかく公園	幸区大宮町28-7
都市緑地	26		川崎駅東口緑地(ルフロン公園)	川崎区日進町1-41
	27		小向緑地	幸区小向町20
	28		西口さくら緑地	幸区大宮町31-5

資料：「川崎の公園(令和4年3月31日現在)」(川崎市建設緑政局ホームページ)



凡 例

- 計画地
- 公園・緑地等 (No.1~No.28)
- 都県界
- 市 界
- 区 界

資料：「川崎市公園・緑地等位置図（令和4年度版）令和5年1月現在」（川崎市建設緑政局）

図2-16 公園・緑地等の位置



(9) 史跡・文化財の状況

計画地周辺の指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は、表2-7(1)～(2)及び図2-17に示すとおりである。

計画地周辺には、指定文化財等の「手洗石」及び「庚申塔」、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区 1」及び「川崎区 8」がある。なお、計画地には、指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

また、指定文化財等の「手洗石」を所有する稲毛神社は、「川崎市景観計画」において景観資源に位置づけられている。

表2-7(1) 指定文化財等の一覧

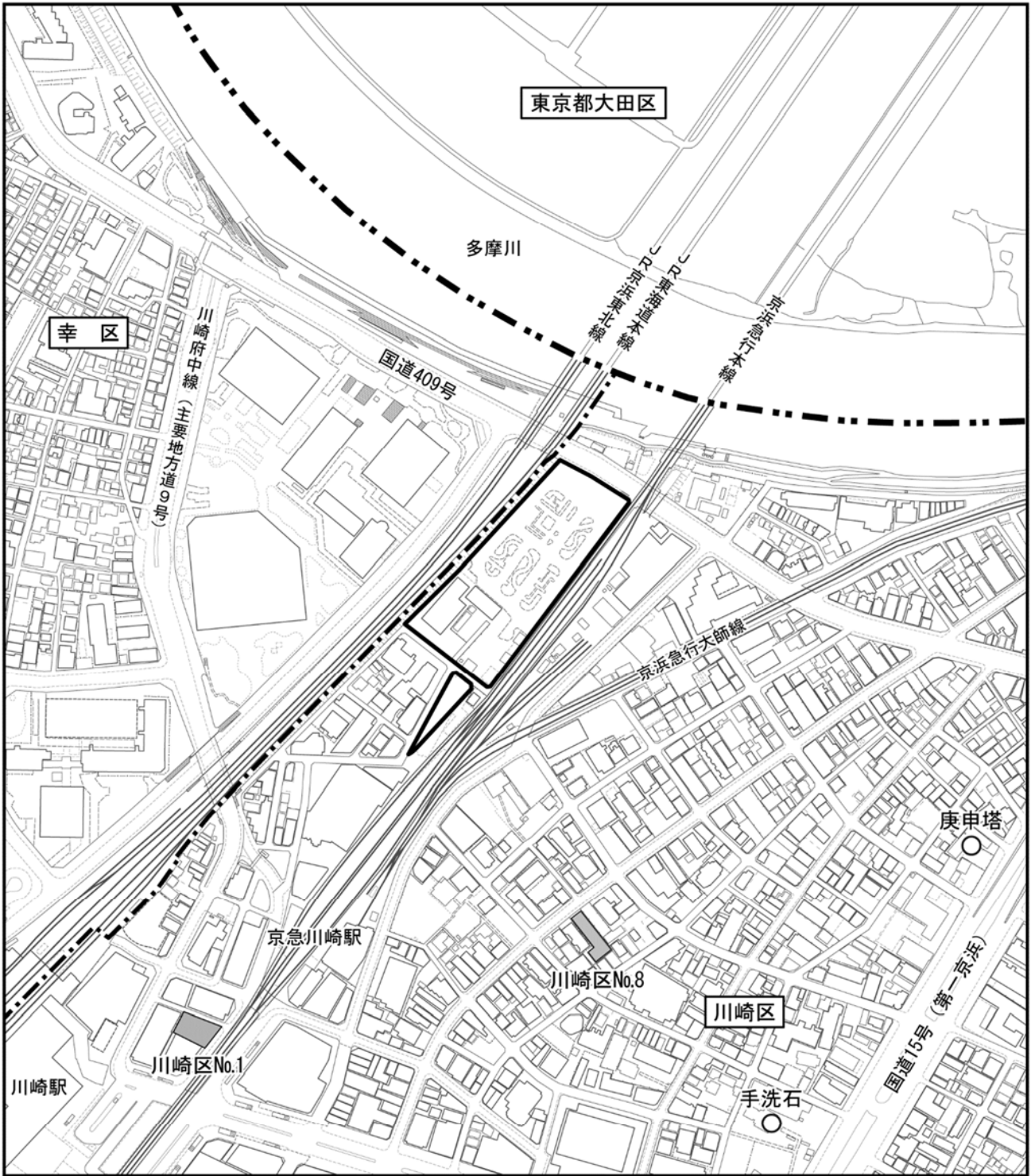
指定区分	種類	名称	所有者	住所
市重要歴史記念物	建造物	手洗石	稲毛神社	川崎区宮本町7-7
市重要郷土資料	有形民俗文化財	庚申塔	真福寺	川崎区堀之内町11-7

資料：「指定文化財紹介」(川崎市教育委員会ホームページ)

表2-7(2) 周知の埋蔵文化財包蔵地の一覧

名称	遺跡の時代	住所
川崎区 1	古墳、近世	川崎区駅前本町11-2
川崎区 8	近世後期、近代初頭	川崎区本町1-8-4

資料：「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」(川崎市ホームページ)



凡 例

- 計画地
- 都県界
- 区 界
- 指定文化財等（手洗石、庚申塔）
- 周知の埋蔵文化財包蔵地（川崎区No.1、No.8）

資料：「指定文化財紹介」（川崎市教育委員会ホームページ）
「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」（川崎市ホームページ）

図2-17 指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地の位置



(10) 公害等の状況

公害苦情の状況

公害苦情の発生状況（令和3年度）は、表2-8に示すとおりである。

公害苦情の総数は川崎区で154件、幸区で66件であり、川崎区及び幸区ともに騒音に関する苦情が最も多くなっている。

表2-8 公害苦情の発生状況（令和3年度）

種 類 区 分	大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭	その他	総数
川崎区	20	2	0	82	18	0	32	0	154
幸 区	10	0	0	41	9	0	3	3	66
川崎市	109	18	1	470	116	0	91	16	821

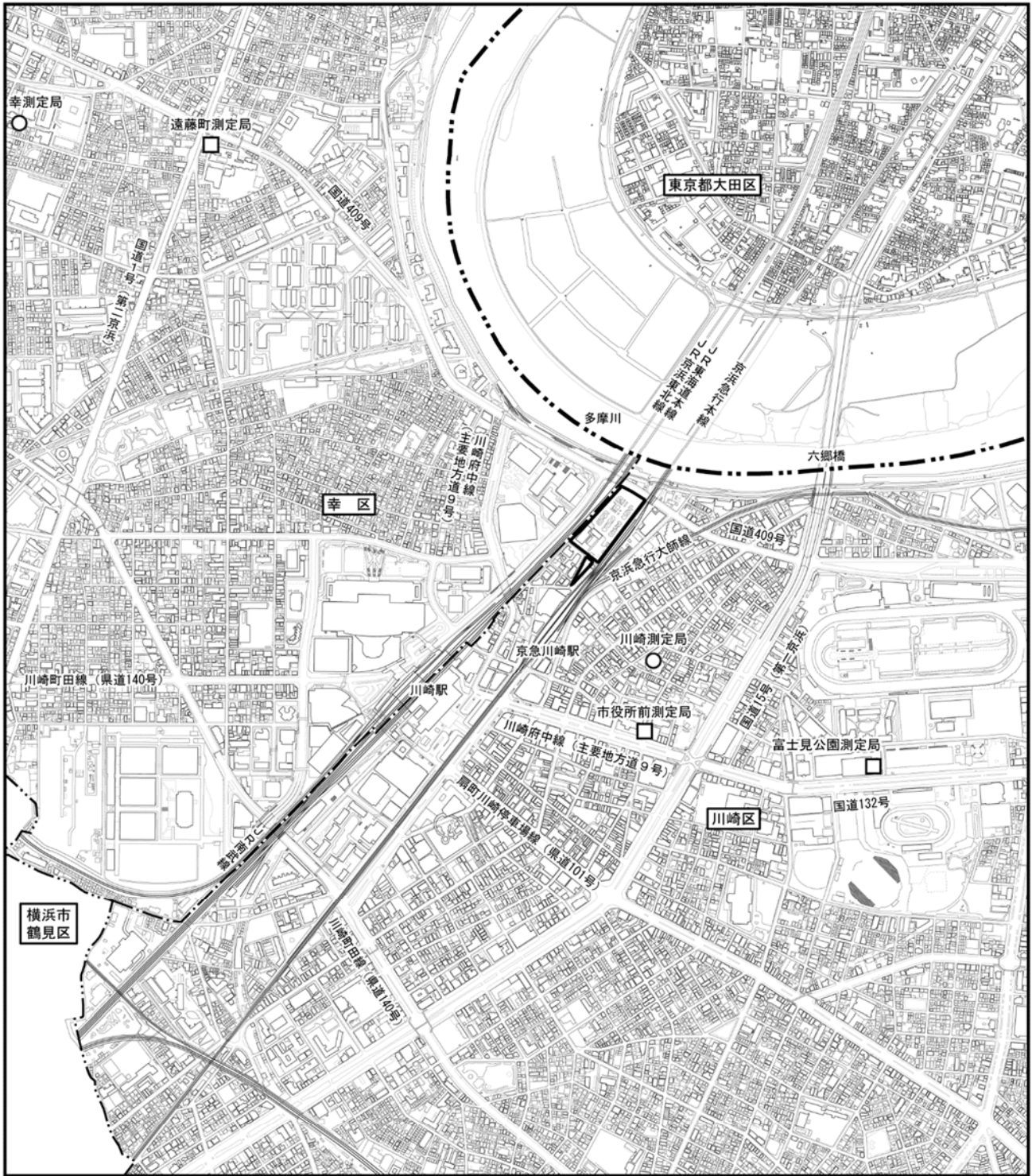
資料：「令和4（2022）年度 環境局事業概要 - 公害編 -」（令和5年3月、川崎市）

大気汚染







計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、発生源としては既存施設を出入りする自動車がある。また、計画地周辺の発生源としては、計画地周辺の道路を走行する自動車が考えられる。

大気汚染常時監視測定局の位置は、図2-18に示すとおりである。

計画地周辺には、一般局である川崎測定局（川崎市役所第4庁舎）及び幸測定局（幸スポーツセンター）、自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）である富士見公園測定局（富士見公園）及び遠藤町測定局（御幸小学校）が設置されている。

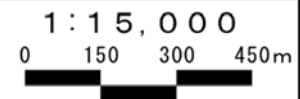


凡 例

- | | | | |
|---|-----|---|-----|
|  | 計画地 |  | 一般局 |
|  | 都県界 |  | 自排局 |
|  | 市界 | | |
|  | 区界 | | |

※ 市役所前測定局は、市役所本庁舎建替え工事に伴い、市役所前から富士見公園へ測定局を移設しており、富士見公園では令和3年2月から測定を開始している。

図2-18 大気汚染常時監視測定局の位置



ア 二酸化窒素

大気中の二酸化窒素の測定結果（令和4年度）は表2-9に示すとおり、すべての測定局で環境基準を満足している。また、過去5年間（平成30年度～令和4年度）の二酸化窒素の年平均値及び日平均値の年間98%値の状況は図2-19に示すとおり、日平均値の年間98%値は各年度とも環境基準を満足している。

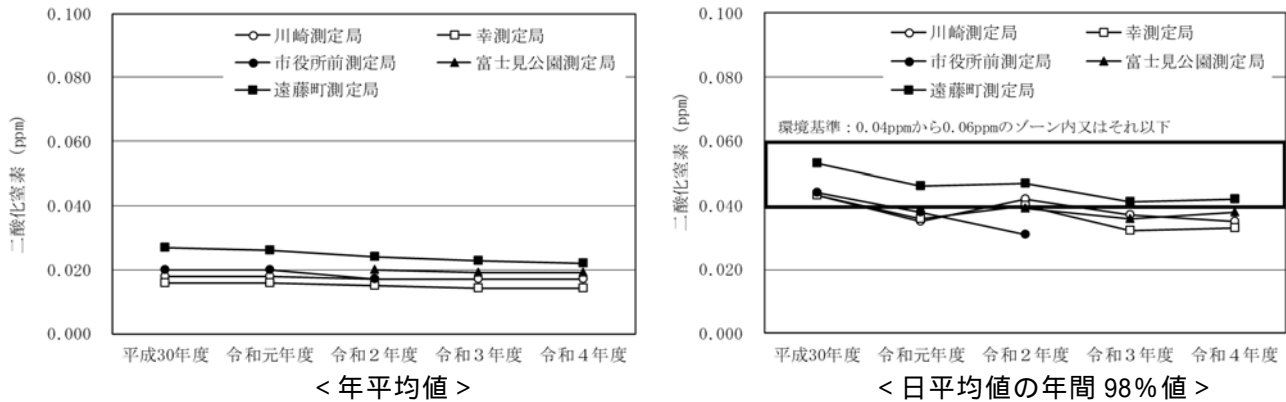
表2-9 大気中の二酸化窒素の測定結果（令和4年度）

測定局	環境基準評価		有効測定 日数	環境基準値に適合した 日数とその割合		年平均値 ppm
	日平均値の 年間98%値	評価 ^{注)}		日	%	
	ppm	×	日	%	ppm	
川崎 (一般局)	0.035		358	358	100.0	0.017
幸 (一般局)	0.033		359	359	100.0	0.014
富士見公園 (自排局)	0.038		365	365	100.0	0.019
遠藤町 (自排局)	0.042		364	364	100.0	0.022
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。					

注)評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

資料：「令和4（2022）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和5年7月、川崎市）



令和2年度の市役所前測定局及び富士見公園測定局の測定結果は、市役所本庁舎建替え工事に伴い、市役所前から富士見公園へ測定局を移設したことにより、有効測定時間が年間6,000時間に満たなかったことから、参考値である。
資料：「令和4（2022）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和5年7月、川崎市）

図2-19 二酸化窒素の年平均値及び日平均値の年間98%値の状況
(平成30年度～令和4年度)

イ 浮遊粒子状物質

大気中の浮遊粒子状物質の測定結果（令和4年度）は表2-10に示すとおり、すべての測定局で環境基準の長期的評価及び短期的評価を満足している。また、過去5年間（平成30年度～令和4年度）の浮遊粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の状況は図2-20に示すとおり、日平均値の年間2%除外値は各年度とも環境基準を満足している。

表2-10 大気中の浮遊粒子状物質の測定結果（令和4年度）

測定局	環境基準評価									有効測定日数	年平均値
	長期的評価				短期的評価						
	日平均値の年間2%除外値	日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続の有無とその回数		評価 注)	1時間値が0.20mg/m ³ を超えた時間数とその割合		日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日数とその割合		評価 注1)		
		mg/m ³	有無		回	×	時間	%			
川崎（一般局）	0.029	無	0		0	0.0	0	0.0		359	0.012
幸（一般局）	0.028	無	0		0	0.0	0	0.0		357	0.012
富士見公園（自排局）	0.043	無	0		0	0.0	0	0.0		363	0.016
遠藤町（自排局）	0.030	無	0		0	0.0	0	0.0		363	0.013
環境基準	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。										

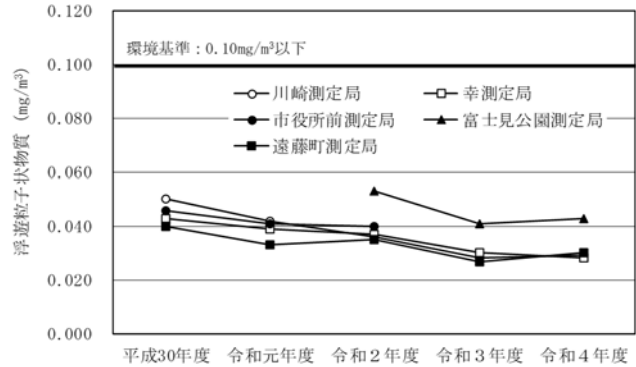
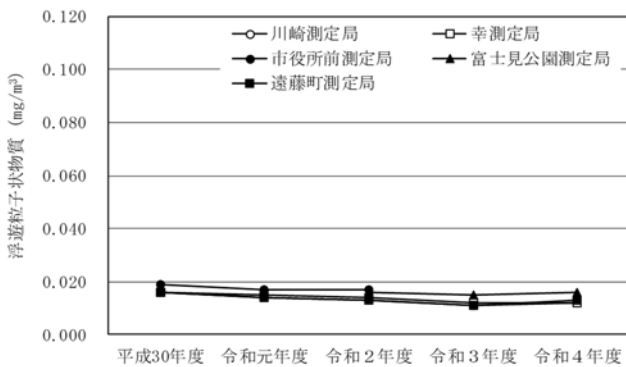
注) 評価は、環境基準との比較を示す。

○：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

長期的評価：日平均値の年間2%除外値が0.10mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと

短期的評価：1時間値が0.20mg/m³以下であり、かつ、日平均値が0.10mg/m³以下であること

資料：「令和4（2022）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和5年7月、川崎市）



令和2年度の市役所前測定局及び富士見公園測定局の測定結果は、市役所本庁舎建替え工事に伴い、市役所前から富士見公園へ測定局を移設したことにより、有効測定時間が年間6,000時間に満たなかったことから、参考値である。

資料：「令和4（2022）年度の大気環境及び水環境の状況等について」（令和5年7月、川崎市）

図2-20 浮遊粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間2%除外値の状況（平成30年度～令和4年度）

水質汚濁

計画地周辺の公共用水域としては、計画地北側約60mを流れる多摩川があり、計画地東北側約450mの六郷橋において水質測定が行われている。

公共用水域の水質測定結果（令和3年度）は表2-11に示すとおり、生物化学的酸素要求量（BOD）は環境基準を満足していない。

また、過去5年間（平成29年度～令和3年度）の公共用水域の水質測定結果の状況は図2-21に示すとおり、BOD75%値は平成29年度～令和2年度までは環境基準を満足していたが、令和3年度は環境基準を満足していない。

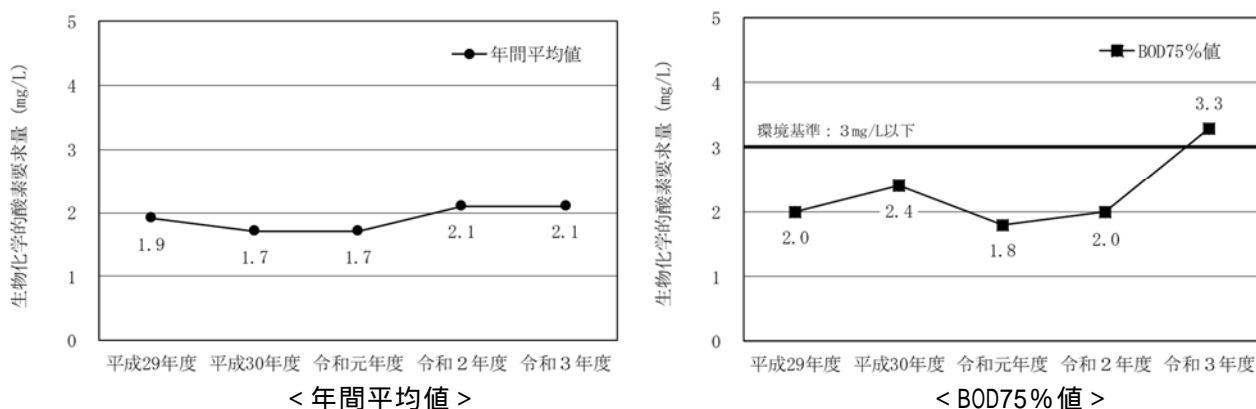
表2-11 公共用水域の水質測定結果（令和3年度）

河川	測定地点	BOD (mg/L)		環境基準
		年間平均値	BOD75%値	
多摩川	六郷橋	2.1	3.3 (×)	3 mg/L以下 (B類型)

() は、環境基準との比較を示す。

○ : 環境基準を満足している × : 環境基準を満足していない

資料：「令和2年度神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(令和4年7月、神奈川県)



資料：「平成29年度～令和3年度神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」(神奈川県)

図2-21 公共用水域の水質測定結果の状況（平成29年度～令和3年度）

騒音・振動

ア 騒音

計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、発生源としては既存施設を出入りする自動車がある。また、計画地周辺の発生源としては、計画地周辺の道路を走行する自動車及び京浜急行線・JR線を走行する電車が考えられる。

計画地周辺の騒音の調査地点は図2-22に示すとおり、平成26年度に川崎府中線、平成28年度に国道15号、令和元年度に国道409号及び川崎府中線、令和2年度に川崎府中線、令和3年度に国道15号で道路交通騒音の調査が行われている。

道路交通騒音の調査結果（平成26年度、平成28年度、令和元年度～令和3年度）は表2-12に示すとおり、等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）は昼間で64～73dB、夜間で60～71dBであり、平成28年度の国道15号、令和元年度の国道409号、令和3年度の国道15号の昼間及び夜間で環境基準（昼間：70dB以下、夜間：65dB以下）を満足していない。

「騒音規制法」（昭和43年6月、法律第98号）に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び特定施設設置届出施設数（令和3年3月31日現在）は表2-13に示すとおり、川崎区及び幸区の「騒音規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は川崎市の31.1%、11.9%を占めており、特定施設数（全施設）は川崎市の31.1%、19.9%を占めている。

表2-12 道路交通騒音の調査結果（平成26年度、平成28年度、令和元年度～令和3年度）

単位：dB

調査年度	調査地点	等価騒音レベル（ L_{Aeq} ）		環境基準	
		昼間	夜間	昼間	夜間
平成26年度	川崎府中線 （幸区幸町2-686-1付近）	67 （ ）	63 （ ）	70以下	65以下
平成28年度	国道15号 （川崎区宮本町7-7付近）	72 （ × ）	70 （ × ）	70以下	65以下
令和元年度	国道409号 （幸区幸町3-599-1付近）	73 （ × ）	71 （ × ）	70以下	65以下
	川崎府中線 （幸区幸町2-686-1付近）	64 （ ）	60 （ ）	70以下	65以下
令和2年度	川崎府中線 （川崎区砂子1-9-3地先）	64.9 （ ）	60.2 （ ）	70以下	65以下
令和3年度	国道15号 （川崎区宮本町2付近）	71 （ × ）	69 （ × ）	70以下	65以下

1（ ）は、環境基準との比較を示す。

：環境基準を満足している ×：環境基準を満足していない

2 時間区分 昼間：6～22時 夜間：22～6時

資料：「平成27年度 環境局事業概要 - 公害編 -」（平成27年12月、川崎市）

「平成29年度 環境局事業概要 - 公害編 -」（平成30年2月、川崎市）

「令和2（2020）年度 環境局事業概要 - 公害編 -」（令和3年3月、川崎市）

「令和3（2021）年度 環境局事業概要 - 公害編 -」（令和4年2月、川崎市）

「令和4（2022）年度 環境局事業概要 - 公害編 -」（令和5年3月、川崎市）

表2-13 「騒音規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び
特定施設設置届出施設数（令和4年3月31日現在）

項目		川崎区		幸区		川崎市 (件)
		(件)	(%) ^{注)}	(件)	(%) ^{注)}	
工場・事業場		378	31.1	144	11.9	1,214
特定 施設	金属加工機械	320	29.8	106	9.9	1,075
	空気圧縮機及び送風機	2,368	32.9	1,604	22.3	7,206
	土石用破碎機等	16	48.5	0	0.0	33
	建設用資材製造機械	6	30.0	0	0.0	20
	木材加工機械	36	44.4	9	11.1	81
	印刷機械	37	18.0	37	18.0	206
	合成樹脂用射出成形機	55	10.9	63	12.5	505
	全施設	2,838	31.1	1,819	19.9	9,126

注) 川崎市の件数に対する各区の割合を示す。

資料: 「令和4(2022)年度 環境局事業概要 - 公害編 - 」(令和5年3月、川崎市)

イ 振 動

計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、発生源としては既存施設を出入りする自動車がある。また、計画地周辺の発生源としては、計画地周辺の道路を走行する自動車及び京浜急行線・JR線を走行する電車が考えられる。

「振動規制法」(昭和51年6月、法律第64号)に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び特定施設設置届出施設数(令和4年3月31日現在)は表2-14に示すとおり、川崎区及び幸区の「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は川崎市の30.2%、11.1%を占めており、特定施設数(全施設)は川崎市の25.7%、12.7%を占めている。

表2-14 「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数及び
特定施設設置届出施設数（令和4年3月31日現在）

項目		川崎区		幸区		川崎市 (件)
		(件)	(%) ^{注)}	(件)	(%) ^{注)}	
工場・事業場		188	30.2	69	11.1	622
特定 施設	金属加工機械	344	22.3	193	12.5	1,543
	圧縮機	304	40.0	108	14.2	760
	土石用又破碎機等	13	59.1	0	0.0	22
	木材加工機械	0	0.0	0	0.0	1
	印刷機械	16	16.0	9	9.0	100
	ゴム練用又は 合成樹脂練用のロール機	0	0.0	0	0.0	1
	合成樹脂用射出成形機	35	10.1	41	11.9	345
	全施設	712	25.7	351	12.7	2,772

注) 川崎市の件数に対する各区の割合を示す。

資料: 「令和4(2022)年度 環境局事業概要 - 公害編 - 」(令和5年3月、川崎市)

悪 臭

計画地及びその周辺には、著しい悪臭を発生させるような施設（発生源）はない。

土壌汚染

アリーナ敷地のうち、現在、自動車教習所として利用されている部分については、昭和43年（1968年）頃まで日本油脂川崎工場が立地しており、その後、自動車教習所として利用されている。事務所ビルとして利用されている部分については、昭和47年（1972年）頃まで暖房・厨房器具等の製造を行う製作所が、昭和58年（1983年）頃まで百貨店の管理センター（事務所）が立地しており、その後、事務所ビルとして利用されている。

三角地敷地は、昭和40年（1965年）頃まで京浜急行川崎車両修繕工場等として利用されており、その後、駐車場等として利用されている。

したがって、アリーナ敷地、三角地敷地ともに、過去の土地利用の履歴から土壌汚染の可能性が考えられる。

地盤沈下

計画地周辺の水準点の位置は図2-23に、過去5年間（平成30年度～令和4年度）の地盤変動量の状況は表2-15に示すとおりである。

過去5年間（平成30年度～令和4年度）の地盤変動量の状況は-9.4～+5.2mmであり、監視の目安となる年間の沈下量20mm以内に収まっている。

表2-15 地盤変動量の状況（平成30年度～令和4年度）

	住 所	項 目	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
1	川崎区砂子1-9-3 （市役所第2庁舎）	標高（T.P.m）	2.3327	2.3307	2.3306	2.3321	-
		変動量（mm）	-	-2.0	-0.1	1.5	-
2	川崎区本町2-4 （六郷ポンプ場）	標高（T.P.m）	2.5798	2.5792	2.5785	2.5779	2.5825
		変動量（mm）	-	-0.6	-0.7	-0.6	4.6
3	川崎区富士見2-1-1 （富士見公園グラウンド）	標高（T.P.m）	1.4574	1.4575	-	-	-
		変動量（mm）	-	0.1	-	-	-
4	川崎区宮本町7-7 （稲毛公園）	標高（T.P.m）	2.2194	2.2162	2.2132	2.2142	2.2166
		変動量（mm）	-	-3.2	-3.0	1.0	2.4
5	川崎区小川町1-26先 （チネグランデ先緑地）	標高（T.P.m）	1.5586	1.5596	1.5601	1.5611	1.5517
		変動量（mm）	-	1.0	0.5	1.0	-9.4
6	川崎区富士見1-5-1 （川崎競馬場北門）	標高（T.P.m）	2.0587	2.0568	2.0573	2.0567	2.0613
		変動量（mm）	-	-1.9	0.5	-0.6	4.6
7	川崎区宮前町8-13 （宮前小学校）	標高（T.P.m）	1.2482	1.2474	1.2462	1.2454	1.2506
		変動量（mm）	-	-0.8	-1.2	-0.8	5.2
8	幸区幸町1-994 （女躰神社）	標高（T.P.m）	2.1634	2.1647	2.1641	2.1657	-
		変動量（mm）	-	1.3	-0.6	1.6	-
9	幸区中幸町2-17 （幸町小学校）	標高（T.P.m）	2.3273	2.3291	2.3288	2.3305	-
		変動量（mm）	-	1.8	-0.3	1.7	-

T.P.：東京湾平均海面

資料：「地盤情報 市内の標高」（川崎市環境局ホームページ）

(11) 法令等の状況

関連する法令等

本事業に関連する法令等は、表2-16に示すとおりである。

表2-16 本事業に関連する法令等

項目		名称	備考	
環境関連	環境全般	環境基本法	平成5年11月、法律第91号	
		第五次環境基本計画	平成30年4月、閣議決定	
		川崎市環境基本条例	平成3年12月、条例第28号	
		川崎市環境基本計画	令和3年2月改定、川崎市	
	環境影響評価	川崎市環境影響評価に関する条例	平成11年12月、条例第48号	
		地域環境管理計画	令和3年3月改定、川崎市	
		川崎市環境影響評価等技術指針	令和3年3月改訂、川崎市	
	温室効果ガス	エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律	昭和54年6月、法律第49号	
		地球温暖化対策の推進に関する法律	平成10年10月、法律第117号	
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	平成27年7月、法律第53号	
		川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例	平成21年12月、条例第52号	
	公害防止等生活環境の保全	全 般	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	平成11年12月、条例第50号
			川崎市大気・水環境計画	令和4年3月、川崎市
		大気汚染 悪 臭	大気汚染防止法	昭和43年6月、法律第97号
			悪臭防止法	昭和46年6月、法律第91号
		水質汚濁	下水道法	昭和33年4月、法律第79号
			水質汚濁防止法	昭和45年12月、法律第138号
		地盤沈下	工業用水法	昭和31年6月、法律第146号
		土壌汚染	土壌汚染対策法	平成14年5月、法律第53号
		騒 音	騒音規制法	昭和43年6月、法律第98号
		振 動	振動規制法	昭和51年6月、法律第64号
	廃棄物等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	昭和45年12月、法律第137号	
		資源の有効な利用の促進に関する法律	平成3年4月、法律第48号	
		建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	平成12年5月、法律第104号	
		循環型社会形成推進基本法	平成12年6月、法律第110号	
		建設副産物適正処理推進要綱	平成14年5月改正、国土交通省	
		建設廃棄物処理指針（平成22年度版）	平成23年3月、環境省	
神奈川県土砂の適正処理に関する条例		平成11年3月、条例第3号		
川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例		平成4年12月、条例第51号		
生態系	建設廃棄物の適正管理の手引き	令和4年3月、川崎市		
	生物多様性かわさき戦略	令和4年3月改定、川崎市		
緑の回復・育成	川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例	平成11年12月、条例第49号		
	川崎市緑の基本計画	平成30年3月改定、川崎市		
	川崎市緑化指針	令和4年2月一部改正、川崎市		
	生物多様性かわさき戦略	令和4年3月改定、川崎市		
	川崎駅周辺地区緑化推進重点地区計画	令和3年3月、川崎市		
景 観	景観法	平成16年6月、法律第110号		
	川崎市都市景観条例	平成6年12月、条例第38号		
	川崎市景観計画	平成30年12月改定、川崎市		
	景観計画届出マニュアル	令和元年7月、川崎市		
対象事業関連	建築基準法	昭和25年5月、法律第201号		
	航空法	昭和27年7月、法律第231号		
	川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例	平成7年12月、条例第48号		
	川崎市福祉のまちづくり条例	平成9年7月、条例第36号		
	川崎市総合計画	平成28年3月、川崎市		
	川崎市都市計画マスタープラン全体構想	平成29年3月改定、川崎市		
	川崎市都市計画マスタープラン川崎区構想	令和3年8月改定、川崎市		
川崎駅周辺総合整備計画	平成28年3月改定、川崎市			

川崎市総合計画

「川崎市総合計画」は、川崎市が目指す都市像や基本目標等を定めた「基本構想」、政策の方向性を定めた「基本計画」、具体的な施策の取組内容等を定めた「実施計画」の3層構成で策定されている。

都市構造イメージは図2-24に示すとおり、計画地は、生活行動圏の川崎駅・臨海部周辺エリア、広域拠点の川崎駅周辺地区に位置している。

川崎駅周辺地区の整備の方向性のうち、計画地が位置する京急川崎駅周辺地区では、計画的な土地利用誘導や既存ストックの有効活用等、民間活力を活かした多様な都市機能の集積を図り、川崎市の玄関口としてふさわしい広域的な集客機能を備えた活力と魅力にあふれるまちづくりを推進するとしている。

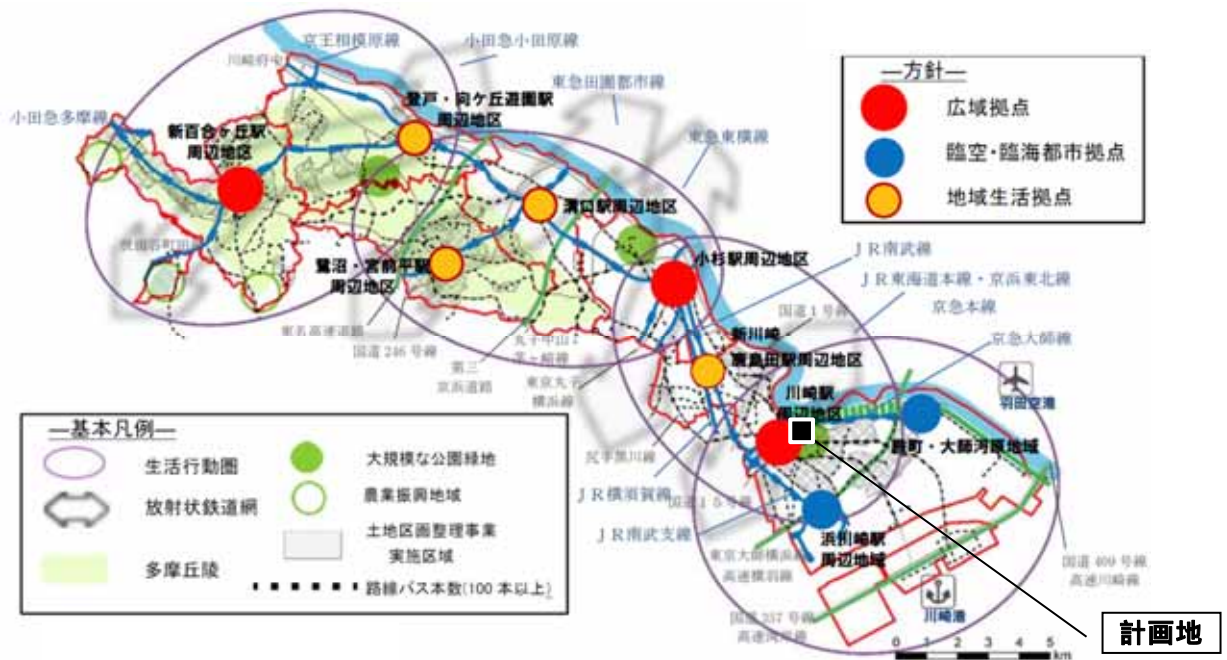


図2-24 都市構造イメージ

川崎市都市計画マスタープラン

「川崎市都市計画マスタープラン」は、「都市計画法」第18条の2に基づく「市の都市計画に関する基本的方針」として、平成19年3月に「全体構想」、「区別構想」及び「まちづくり推進地域別構想」の3層構成で策定されている。その後、平成29年3月に「全体構想」が、令和元年7月から令和3年8月にかけて「区別構想」が改定されている。

川崎区構想の都市構造は図2-25に示すとおり、計画地は広域拠点の川崎駅周辺地区に位置しており、中枢業務・商業・文化・行政などの高次な都市機能の集積を活かした、土地の計画的な高度利用と都市機能の更新・強化を図り、活力と魅力にあふれる拠点の形成をめざすとしている。また、隣接諸都市との交流や区内の地域連携を支える交通結節機能の強化や人に優しい駅前空間の整備、「広域拠点」にふさわしい都市緑化や都市景観の形成をめざすとしている。

川崎区構想の土地利用方針は図2-26に示すとおり、計画地は商業業務エリアで広域拠点の川崎駅周辺地区及び京急川崎駅周辺地区に位置している。川崎駅周辺地区は、民間活力を活かしながら中枢業務機能や広域的な商業・宿泊機能、文化・交流、行政などの高次な都市機能の集積を図るとともに、国際化に対応したまちづくりや、良質な都市型住宅の適切な誘導などによる計画的な複合的土地利用を図り、多様な賑わいや交流が生み出す魅力と活力にあふれた拠点の形成をめざすとしている。また、京急川崎駅周辺地区は、羽田空港や臨海部の玄関口としての地理的優位性を活かした国際化に対応したまちづくりとともに、JR川崎駅との連携を図りながら、高次で多様な都市機能やグローバル企業の活動拠点などが集積した賑わいと魅力ある市街地の形成をめざすとしている。

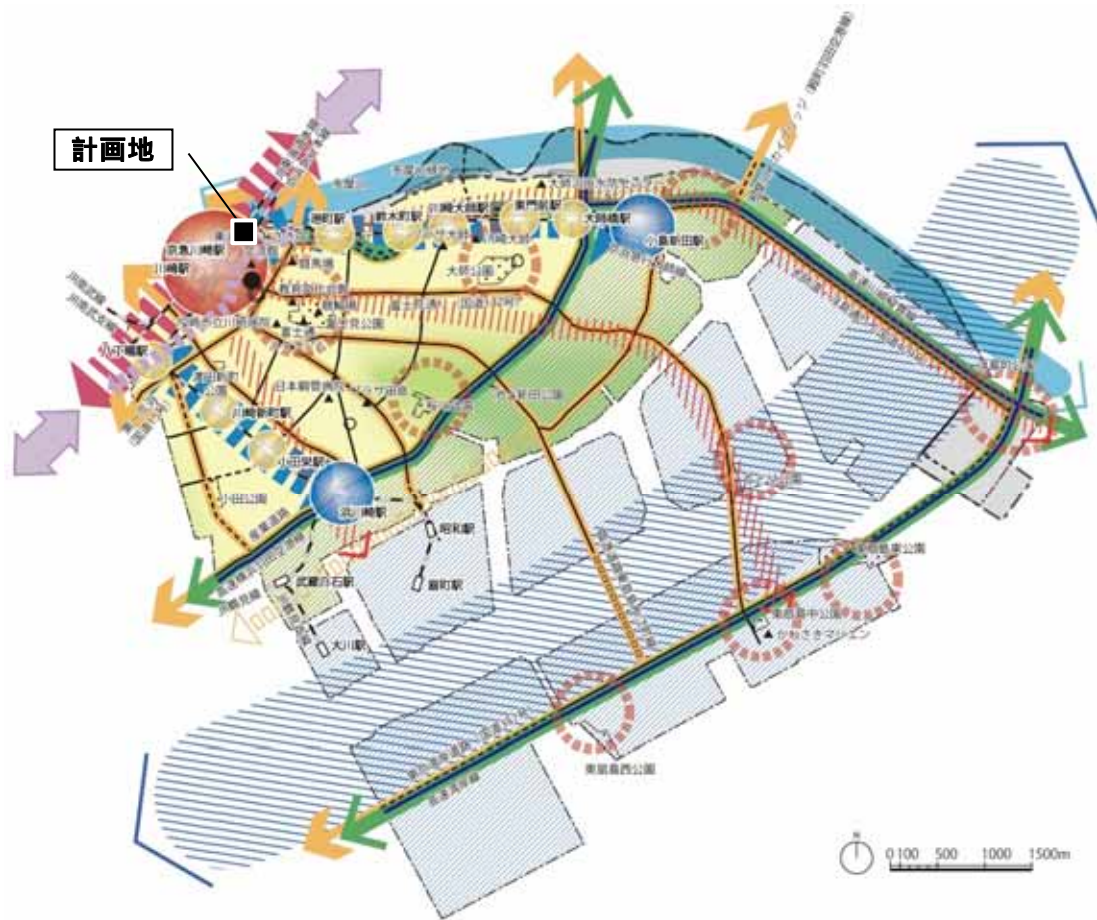


図2-25 川崎区構想 都市構造

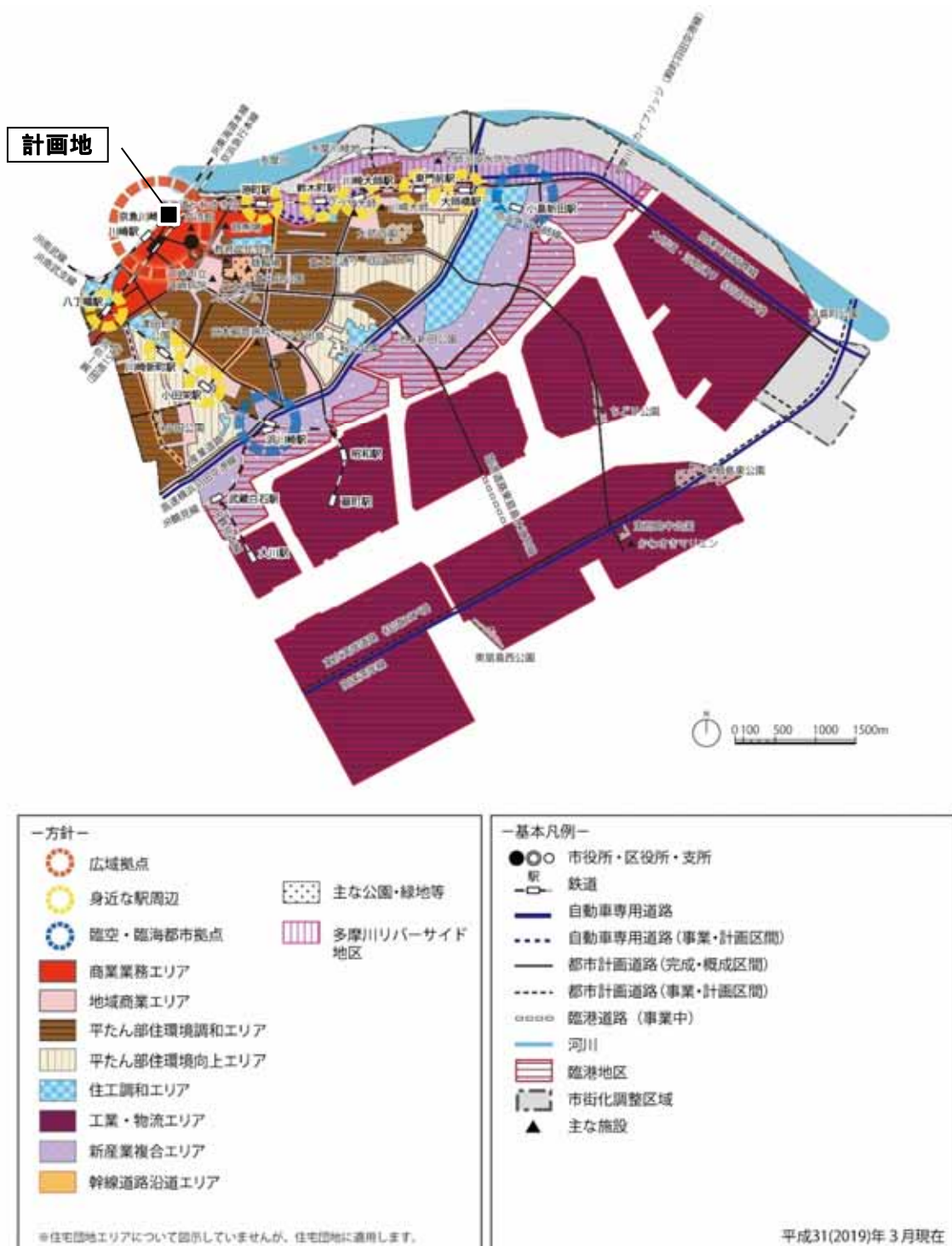


図2-26 川崎区構想 土地利用方針

2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

(1) 立地特性

計画地は川崎市川崎区の北西部に位置しており、現況は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されている。

主な道路網としては、計画地北側に国道409号、東側に国道15号（第一京浜）、西側から南側に川崎府中線（主要地方道9号）等が通っている。

鉄道網としては、計画地東側に京浜急行本線及び京浜急行大師線、西側にJR東海道本線及びJR京浜東北線が通っている。最寄り駅は、京急川崎駅である。

(2) 環境の特性

前述の計画地及びその周辺地域の概況を踏まえ、地域環境管理計画の大項目に沿って環境の特性を以下のとおり把握する。

地球環境

計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、電力及び都市ガス等の使用がある。

大 気

計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、発生源としては既存施設を出入りする自動車がある。また、計画地周辺の発生源としては、計画地周辺の道路を走行する自動車が考えられる。

計画地周辺には、一般局である川崎測定局（川崎市役所第4庁舎）及び幸測定局（幸スポーツセンター）、自排局である富士見公園測定局（富士見公園）及び遠藤町測定局（御幸小学校）が設置されており、令和4年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果はすべての測定局で環境基準を満足している。

計画地及びその周辺には、著しい悪臭を発生させるような施設（発生源）はない。

水

計画地周辺の公共用水域としては、計画地北側約60mを流れる多摩川があり、計画地東北東側約450mの六郷橋において水質測定が行われている。

六郷橋では生物化学的酸素要求量（BOD）の測定が行われており、令和3年度の測定結果は環境基準を満足していない。

地 盤

計画地北東側約50mの六郷ポンプ場（川崎区本町2-4）で地下水位が測定されており、令和3年の年平均水位（管頭から）は-2.21mである。

過去5年間(平成30年度～令和4年度)の地盤変動量の状況は-9.4～+5.2mmであり、監視の目安となる年間の沈下量20mm以内に収まっている。

土壌汚染

アリーナ敷地のうち、現在、自動車教習所として利用されている部分については、昭和43年（1968年）頃まで日本油脂川崎工場が立地しており、その後、自動車教習所として利用されている。事務所ビルとして利用されている部分については、昭和47年（1972年）頃まで暖房・厨房器具等の製造を行う製作所が、昭和58年（1983年）頃まで百貨店の管理センター（事務所）が立地しており、その後、事務所ビルとして利用されている。

三角地敷地は、昭和40年（1965年）頃まで京浜急行川崎車両修繕工場等として利用されており、その後、駐車場等として利用されている。

したがって、アリーナ敷地、三角地敷地ともに、過去の土地利用の履歴から土壌汚染の可能性が考えられる。

騒音・振動・低周波音

計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、発生源としては既存施設を出入りする自動車がある。また、計画地周辺の発生源としては、計画地周辺の道路を走行する自動車及び京浜急行線・JR線を走行する電車が考えられる。

計画地周辺では、平成26年度に川崎府中線、平成28年度に国道15号、令和元年度に国道409号及び川崎府中線、令和2年度に川崎府中線、令和3年度に国道15号で道路交通騒音の調査が行われており、平成28年度の国道15号、令和元年度の国道409号、令和3年度の国道15号の昼間及び夜間で環境基準(昼間:70dB以下、夜間:65dB以下)を満足していない。

計画地の位置する川崎区の「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は、それぞれ川崎市の31.1%、30.2%を占めており、特定施設数(全施設)は、それぞれ川崎市の31.1%、25.7%を占めている。

廃棄物等

計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、事業系一般廃棄物(紙くず、厨芥等)及び産業廃棄物(ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類等)の発生がある。

水 象

計画地及びその周辺に水路、湧水、井戸等はなく、計画地北側約60mに西から東へ多摩川が流れている。

生 物

計画地周辺は高い密度で建築物が分布する市街地であり、公園や道路等に植栽が見られる程度で、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。

また、計画地は、「生物多様性かわさき戦略」において「低地の市街地生態系エリア」に位置しており、計画地が含まれる川崎駅周辺地区緑化推進重点地区は、「主な回廊（コリドー）となるもの」に位置づけられている。

緑

計画地周辺は高い密度で建築物が分布する市街地であり、公園や道路等に植栽が見られる程度である。

人と自然とのふれあい活動の場

計画地及びその周辺には、人と自然とのふれあい活動の場は存在しない。

歴史的文化的遺産

計画地周辺には、指定文化財等の「手洗石」及び「庚申塔」、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区 1」及び「川崎区 8」がある。なお、計画地には、指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

景 観

計画地及びその周辺は、京急川崎駅及びJR川崎駅を中心に商業・業務機能が集積する地域であり、高い密度で建築物が分布する市街地である。

景観構成要素としては、低層・中層から高層までの業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等の人工的要素が多く見られる。

また、計画地周辺には、「川崎市景観計画」において景観資源に位置づけられている六郷橋、稲毛神社、さいわい緑道（旧河原町緑道）等がある。

構造物の影響

計画地及びその周辺は、京急川崎駅及びJR川崎駅を中心に商業・業務機能が集積する地域であり、高い密度で建築物が分布する市街地である。

コミュニティ施設

計画地は川崎区駅前本町に位置しており、令和4年度の人口は464人、世帯数は296世帯である。

計画地周辺の主な公共施設等は、西側約60mに産業振興会館、南側約70mに川崎乳児保育所、夜間保育所あいいく、地域子育て支援センターあいいく、しおん、しおん地域包括支援センター、南西側約70mに城南ルミナ保育園川崎等がある。なお、計画地には、公共施設等は存在しない。

地域交通

計画地周辺では、国道409号、川崎府中線（主要地方道9号）等で道路交通センサスの調査が行われており、令和3年度の自動車交通量（平日）は11,453～25,267台/12時間（大型車混入率：16.4～23.9%）である。

地形・地質

計画地及びその周辺は平坦な地形で、標高は約1.6～2.9mである。

計画地の位置する川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が分布している。

計画地及びその周辺の地質は、「土地分類基本調査（垂直調査）」によると、上から第四紀完新世沖積層（砂）、第四紀完新世沖積層（粘土）、第四紀更新世相模層群（粘土）、第四紀更新世相模層群（砂）の順に堆積している。

安全

計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、自動車教習所に給油所が設置されているが、「消防法」等の関係法令に基づき適正に管理されている。また、計画地には化学物質等の取扱施設はない。

第3章 環境影響評価項目の選定等

第3章 環境影響評価項目の選定等

1 環境影響要因の抽出

環境影響の調査、予測及び評価にあたっては、本事業の計画内容と計画地及びその周辺の環境特性、地域特性を考慮して、本事業の実施に伴う環境影響要因（環境影響が想定される行為）を抽出した。

環境影響要因の抽出結果は、表3-1に示すとおりである。

表3-1 環境影響要因の抽出結果

対象時期	環境影響要因の抽出	
工事中	建設機械の稼働	
	工事用車両の走行	
	工事の影響	
供用時	施設の存在	緑の回復育成
		大規模建築物の存在
	施設の供用	施設の供用
		施設関連車両の走行
		冷暖房施設等の設置
	歩行者の往来	

2 環境影響評価項目の選定

抽出した環境影響要因に基づき、地域環境管理計画に掲げられている環境影響評価項目の中から、調査、予測及び評価を行う項目を選定した。

本事業の環境影響要因と環境影響評価項目の関連は表3-2に、環境影響評価項目の選定等の理由は表3-3(1)～(7)に示すとおりである。

表3-2 環境影響要因と環境影響評価項目の関連

環境影響評価項目 \ 環境影響要因		工事中			供用時					
		建設機械の稼働	工事用車両の走行	工事の影響	施設の存在		施設の供用			
					緑の回復育成	大規模建築物の存在	施設の供用	施設関連車両の走行	冷暖房施設等の設置	歩行者の往来
地球環境	温室効果ガス						●			
大気	大気質	●	●					●	●	
	悪臭									
	上記以外の大気環境要素									
水	水質									
	水温									
	底質									
地盤	地下水位									
	地盤沈下									
	変状									
土壌汚染	土壌汚染			●						
騒音・振動・低周波音	騒音	●	●					●	●	
	振動	●	●					●		
	低周波音									
廃棄物等	一般廃棄物						●			
	産業廃棄物			●			●			
	建設発生土			●						
水象	水量・流量・流出量									
	湧水									
	潮流									
	上記以外の水環境要素									
生物	植物									
	動物									
	生態系									
緑	緑の質				●					
	緑の量				●					
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場									
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産									
景観	景観、圧迫感						●			
構造物の影響	日照障害						●			
	テレビ受信障害						●			
	風害						●			
コミュニティ施設	コミュニティ施設									
地域交通	交通安全、交通混雑		●					●		●
	地域分断									
地形・地質	土砂流出									
	崩壊									
	斜面安定									
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等									

※ : 選定した項目

表3-3(1) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
地球環境	温室効果ガス	○	計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、電力及び都市ガス等の使用がある。	供用時は、電力及び都市ガスの使用により温室効果ガスが発生することから、環境影響評価項目（以下「評価項目」という。）として選定する。
大気	大気質	○	<p>計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、発生源としては既存施設を出入りする自動車がある。また、計画地周辺の発生源としては、計画地周辺の道路を走行する自動車と考えられる。</p> <p>計画地周辺には、一般局である川崎測定局（川崎市役所第4庁舎）及び幸測定局（幸スポーツセンター）、自排局である富士見公園測定局（富士見公園）及び遠藤町測定局（御幸小学校）が設置されており、令和4年度の二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の測定結果はすべての測定局で環境基準を満足している。</p>	<p>工事中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生があり、計画地周辺の大気質への影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、施設関連車両の走行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生、冷暖房施設等の設置による二酸化窒素の発生があり、計画地周辺の大気質への影響が考えられることから、評価項目として選定する。なお、冷暖房施設等の燃料は都市ガスを使用する計画であり、浮遊粒子状物質の発生が少ないと考えられることから、予測対象物質は二酸化窒素のみとする。</p>
	悪臭	—	計画地及びその周辺には、著しい悪臭を発生させる施設（発生源）は存在しない。	<p>塗装及び防水等の工事にあたっては、材料及び施工方法を検討し、悪臭の発生抑制に努めることから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、悪臭の要因となる物質の使用及び作業はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	上記以外の大気環境要素	—	計画地及びその周辺には、上記以外の大気環境要素を発生させる施設（発生源）は存在しない。	本事業では、上記以外の大気環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。

※ ○：選定した項目 —：選定しない項目

表3-3(2) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目	項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
水	水質	<p>計画地からの雨水排水及び汚水排水は公共下水道に排出されており、公共用水域及び地下水の水質に影響を及ぼす要因はない。</p> <p>計画地周辺の公共用水域としては、計画地北側約60mを流れる多摩川があり、計画地東北東側約450mの六郷橋において水質測定が行われている。</p> <p>六郷橋では生物化学的酸素要求量（BOD）の測定が行われており、令和3年度の測定結果は環境基準を満足していない。</p>	<p>工事中は、雨水排水等を沈砂槽等により処理し、公共下水道に放流する計画であり、公共用水域及び地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、雨水排水及び汚水排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域及び地下水の水質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	水温	<p>計画地からの雨水排水及び汚水排水は公共下水道に排出されており、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はない。</p>	<p>工事中は、施工計画を踏まえ、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、雨水排水及び汚水排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水温に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	底質	<p>計画地からの雨水排水及び汚水排水は公共下水道に排出されており、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はない。</p>	<p>工事中は、施工計画を踏まえ、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、雨水排水及び汚水排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の底質に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
地盤	地下水位	<p>計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、地下水の汲み上げを行う施設は存在しない。</p>	<p>工事中は、掘削工事にあたり遮水性及び剛性の高い山留壁を構築するなど、地下水位の変化及び地盤の変状を生じさせない工法を採用する計画であり、地盤沈下のおそれはないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、地盤に影響を及ぼす地下水の揚水は行わないことから、評価項目として選定しない。</p>
	地盤沈下	<p>計画地北東側約50mの六郷ポンプ場（川崎区本町2-4）で地下水位が測定されており、令和3年の年平均水位（管頭から）は-2.21mである。</p>	
	変状	<p>過去5年間（平成30年度～令和4年度）の地盤変動量の状況は-9.4～+5.2mmであり、監視の目安となる年間の沈下量20mm以内に収まっている。</p>	

※ ○：選定した項目 －：選定しない項目

表3-3(3) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
土壌汚染	土壌汚染	○	<p>アリーナ敷地のうち、現在、自動車教習所として利用されている部分については、昭和43年（1968年）頃まで日本油脂川崎工場が立地しており、その後、自動車教習所として利用されている。事務所ビルとして利用されている部分については、昭和47年（1972年）頃まで暖房・厨房器具等の製造を行う製作所が、昭和58年（1983年）頃まで百貨店の管理センター（事務所）が立地しており、その後、事務所ビルとして利用されている。</p> <p>三角地敷地は、昭和40年（1965年）頃まで京浜急行川崎車両修繕工場等として利用されており、その後、駐車場等として利用されている。</p> <p>したがって、アリーナ敷地、三角地敷地ともに、過去の土地利用の履歴から土壌汚染の可能性が考えられる。</p>	<p>過去の土地利用から計画地に土壌汚染の可能性が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、土壌汚染の要因となる物質の取り扱いはないことから、評価項目として選定しない。</p>

※ ○：選定した項目 －：選定しない項目

表3-3(4) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
騒音・振動・低周波音	騒音	○	計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、発生源としては既存施設を出入りする自動車がある。また、計画地周辺の発生源としては、計画地周辺の道路を走行する自動車及び京浜急行線・JR線を走行する電車が考えられる。	<p>工事中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による騒音の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、施設関連車両の走行及び冷暖房施設等の設置による騒音の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p>
	振動	○	<p>計画地周辺では、平成26年度に川崎府中線、平成28年度に国道15号、令和元年度に国道409号及び川崎府中線、令和2年度に川崎府中線、令和3年度に国道15号で道路交通騒音の調査が行われており、平成28年度の国道15号、令和元年度の国道409号、令和3年度の国道15号の昼間及び夜間で環境基準（昼間：70dB以下、夜間：65dB以下）を満足していない。</p> <p>計画地の位置する川崎区の「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定施設設置届出工場・事業場数は、それぞれ川崎市の31.1%、30.2%を占めており、特定施設数（全施設）は、それぞれ川崎市の31.1%、25.7%を占めている。</p>	<p>工事中は、建設機械の稼働及び工事用車両の走行による振動の影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、施設関連車両の走行による振動の影響が考えられることから、評価項目として選定する。なお、冷暖房施設等は、アリーナ敷地では計画建築物の屋上等に、三角地敷地では2階に設置する計画であり、冷暖房施設等の設置による振動が計画地周辺の生活環境に著しい影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	低周波音	—	計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、著しい低周波音を発生させる施設（発生源）は存在しない。	<p>工事中は、著しい低周波音を発生する建設機械及び工法は採用しないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、著しい低周波音を発生する施設は設置しないことから、評価項目として選定しない。</p>
廃棄物等	一般廃棄物	○	計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、事業系一般廃棄物（紙くず、厨芥等）及び産業廃棄物（ガラスくず、金属くず、廃プラスチック類等）の発生がある。	供用時は、事業系一般廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。
	産業廃棄物	○		<p>工事中は、建設廃棄物等の産業廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、産業廃棄物が発生することから、評価項目として選定する。</p>
	建設発生土	○		工事中は、掘削工事等により建設発生土が発生することから、評価項目として選定する。

※ ○：選定した項目 —：選定しない項目

表3-3(5) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
水象	水量・流量・流出量	—	計画地からの雨水排水及び汚水排水は公共下水道に排出されており、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はない。	<p>工事中は、施工計画を踏まえ、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、雨水排水及び汚水排水を公共下水道に放流する計画であり、公共用水域の水量・流量・流出量に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
	湧水	—	計画地及びその周辺には、湧水は存在しない。	計画地及びその周辺には、湧水は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	潮流	—	計画地及びその周辺には、海域は存在しない。	計画地及びその周辺には、海域は存在しないことから、評価項目として選定しない。
	上記以外の水環境要素	—	計画地及びその周辺には、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はない。	本事業では、上記以外の水環境要素に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。
生物	植物	—	<p>計画地周辺は高い密度で建築物が分布する市街地であり、公園や道路等に植栽が見られる程度で、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていない。</p> <p>また、計画地は、「生物多様性かわさき戦略」において「低地の市街地生態系エリア」に位置しており、計画地が含まれる川崎駅周辺地区緑化推進重点地区は、「主な回廊(コリドー)となるもの」に位置づけられている。</p>	計画地及びその周辺には、自然植生や注目される種、群落、生息地は確認されていないことから、評価項目として選定しない。
	動物	—		
	生態系	—		
緑	緑の質	○	計画地周辺は高い密度で建築物が分布する市街地であり、公園や道路等に植栽が見られる程度である。	本事業では、計画地に新たに緑化地を設け、緑の回復育成に取り組むことから、評価項目として選定する。
	緑の量	○		
人と自然とのふれあい活動の場	人と自然とのふれあい活動の場	—	計画地及びその周辺には、人と自然とのふれあい活動の場は存在しない。	本事業は、工事中及び供用時ともに、計画地周辺の人と自然とのふれあい活動の場に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。

※ ○：選定した項目 —：選定しない項目

表3-3(6) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
歴史的文化的遺産	歴史的文化的遺産	—	<p>計画地には、指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。</p> <p>計画地周辺には、指定文化財等の「手洗石」及び「庚申塔」、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区No.1」及び「川崎区No.8」がある。</p>	<p>計画地には、指定文化財等及び周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>なお、計画地の近くには、周知の埋蔵文化財包蔵地の「川崎区No.8」があることから、工事中に新たに埋蔵文化財包蔵地が確認された場合は、関係機関と協議を行い、関係法令等に基づき、適切に対応する。</p>
景観	景観、圧迫感	○	<p>計画地及びその周辺は、京急川崎駅及びJR川崎駅を中心に商業・業務機能が集積する地域であり、高い密度で建築物が分布する市街地である。</p> <p>景観構成要素としては、低層・中層から高層までの業務施設、商業施設、宿泊娯楽施設、集合住宅等の人工的要素が多く見られる。</p> <p>また、計画地周辺には、「川崎市景観計画」において景観資源に位置づけられている六郷橋、稲毛神社、さいわい緑道（旧河原町緑道）等がある。</p>	<p>供用時は、計画建築物の出現により景観及び圧迫感に変化が生じると考えられることから、評価項目として選定する。</p>
構造物の影響	日照障害	○	<p>計画地及びその周辺は、京急川崎駅及びJR川崎駅を中心に商業・業務機能が集積する地域であり、高い密度で建築物が分布する市街地である。</p>	<p>供用時は、計画建築物の出現により日影が生じることから、評価項目として選定する。</p>
	テレビ受信障害	○		<p>供用時は、計画建築物の出現によりテレビ受信障害が生じると考えられることから、評価項目として選定する。</p>
	風害	○		<p>供用時は、計画建築物の出現により風環境の状況に変化が生じると考えられることから、評価項目として選定する。</p>
コミュニティ施設	コミュニティ施設	—	<p>計画地には、公共施設等は存在しない。</p> <p>計画地周辺の主な公共施設等は、西側約60mに産業振興会館、南側約70mに川崎乳児保育所、夜間保育所あいいく、地域子育て支援センターあいいく、しおん、しおん地域包括支援センター、南西側約70mに城南ルミナ保育園川崎等がある。</p>	<p>本事業は、工事中及び供用時ともに、計画地周辺のコミュニティ施設に影響を及ぼす要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>

※ ○：選定した項目 —：選定しない項目

表3-3(7) 環境影響評価項目の選定等の理由

環境影響評価項目		項目の選定	現況の概要	選定した理由または選定しない理由
地域交通	交通安全、交通混雑	○	<p>計画地周辺の主な道路網としては、計画地北側に国道409号、東側に国道15号（第一京浜）、西側から南側に川崎府中線（主要地方道9号）等が通っている。</p> <p>計画地周辺では、国道409号、川崎府中線（主要地方道9号）等で道路交通センサスの調査が行われており、令和3年度の自動車交通量（平日）は11,453～25,267台/12時間（大型車混入率：16.4～23.9%）である。</p>	<p>工事中は、工事用車両の走行による交通安全及び交通混雑への影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p> <p>供用時は、施設関連車両の走行による交通安全及び交通混雑、歩行者の往来による交通安全への影響が考えられることから、評価項目として選定する。</p>
	地域分断	—		<p>本事業は、工事中及び供用時ともに、地域分断となる要因はないことから、評価項目として選定しない。</p>
地形・地質	土砂流出	—	<p>計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、降雨等による土砂の流出はない。</p>	<p>計画地及びその周辺は平坦な地形であり、土砂流出を伴うような造成工事は行わないこと、工事中の排水は沈砂槽等により処理し、降雨等による土砂の流出を抑制することから、評価項目として選定しない。</p>
	崩壊	—	<p>計画地及びその周辺は平坦な地形で、標高は約1.6～2.9mであり、崩壊するような斜面は存在しない。</p> <p>計画地のある川崎区は多摩川に沿って形成された沖積低地で、市街部は盛土地・埋立地、自然堤防、砂州・砂堆・砂丘が、臨海部は埋立地が分布している。</p>	<p>計画地及びその周辺は平坦な地形であり、崩壊のおそれはないことから、評価項目として選定しない。</p>
	斜面安定	—	<p>計画地及びその周辺の地質は、上から第四紀完新世沖積層（砂）、第四紀完新世沖積層（粘土）、第四紀更新世相模層群（粘土）、第四紀更新世相模層群（砂）の順に堆積している。</p>	<p>計画地及びその周辺は平坦な地形であり、造成等による斜面の形成は行わないことから、評価項目として選定しない。</p>
安全	火災、爆発、化学物質の漏洩等	—	<p>計画地は自動車教習所、事務所ビル、駐車場、道路等として利用されており、自動車教習所に給油所が設置されているが、「消防法」等の関係法令に基づき適正に管理されている。また、計画地には化学物質等の取扱施設はない。</p>	<p>工事中は、計画地周辺の安全に影響を及ぼす危険物及び化学物質等の取り扱いはないことから、評価項目として選定しない。</p> <p>供用時は、計画地周辺の安全に影響を及ぼす危険物の取り扱いはない。</p>

※ ○：選定した項目 —：選定しない項目

3 環境配慮項目

(1) 環境配慮項目の選定

本事業の計画内容を勘案して、環境影響評価の手法が確立されていないが、地域環境の保全の見地から配慮を要する項目及び地球環境の保全の見地から配慮を要する項目（以下「環境配慮項目」という。）を選定した。

環境配慮項目の選定等の理由は、表3-4に示すとおりである。

表3-4 環境配慮項目の選定等の理由

環境配慮項目	項目の選定	選定した理由または選定しない理由
有害化学物質	—	本事業では、有害化学物質の取り扱いはないことから、環境配慮項目として選定しない。
放射性物質	—	本事業では、放射性物質の取り扱いはないことから、環境配慮項目として選定しない。
電磁波、電磁界	—	本事業では、電磁波、電磁界を発生する設備は設置しないことから、環境配慮項目として選定しない。
光害	○	本事業では、屋外照明やデジタルサイネージを活用した屋外広告物を設置する計画であり、夜間の光害への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
地震時等の災害	○	本事業では、地震時等の災害発生時の環境配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。
生物多様性	○	都市部においても、生物多様性の保全に果たす役割が重要であることから、環境配慮項目として選定する。
地球温暖化対策	○	工事中の建設機械の稼働及び工事用車両の走行において、エネルギー使用量の削減及び温室効果ガス排出量の抑制が求められることから、環境配慮項目として選定する。 なお、供用時については、「温室効果ガス」を環境影響評価項目として選定し、環境保全のための措置等について検討するため、環境配慮項目としては選定しない。
気候変動の影響への適応	○	供用時において、省エネルギー対策の推進による人工排熱の低減、緑化等による人工被覆等の改善、治水・水害対策が求められることから、環境配慮項目として選定する。
酸性雨	—	本事業では、酸性雨の発生要因物質を著しく排出する設備は設置しないことから、環境配慮項目として選定しない。
資源	○	工事中及び供用時において、資源の有効活用、水循環への配慮が求められることから、環境配慮項目として選定する。

※ ○：選定した項目 —：選定しない項目

(2) 環境配慮方針

選定した環境配慮項目の環境配慮方針は、表3-5に示すとおりである。

表3-5 選定した環境配慮項目の環境配慮方針

選定した 環境配慮項目	環境配慮方針
光 害	【供用時】 <ul style="list-style-type: none"> ・地域特性や都市活動等を踏まえ、光の機能と質に配慮した地域にふさわしい照明環境の形成に努める。 ・デジタルサイネージの設置場所等の検討にあたっては、周辺環境への影響に配慮する。
地震時等の災害	【供用時】 <ul style="list-style-type: none"> ・防災機能を有する災害に強い施設整備を行う。 ・地震等に対する強靱性を有する施設とする。
生物多様性	【供用時】 <ul style="list-style-type: none"> ・緑地を確保し、計画的な維持管理を行う。 ・植栽樹種に配慮し、地域の生態系保全に努める。
地球温暖化対策	【工事中】 <ul style="list-style-type: none"> ・建設機械及び工事用車両の選定や使用方法、建設資材の調達への配慮等により、省エネルギー及び温室効果ガス排出量の抑制を図る。
気候変動の影響への 適応	【供用時】 <ul style="list-style-type: none"> ・設備機器の選定や使用方法への配慮等により、人工排熱の低減に努める。 ・可能な限り緑化を行うことで、ヒートアイランド現象の緩和に努める。 ・水害に対する強靱性を有する施設とする。
資 源	【工事中】 <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に貢献するため、工事における建設副産物のリサイクルや再生材料の利用を推進する。 【供用時】 <ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に貢献するため、水資源を有効利用する。 ・環境負荷の低減のため、計画建築物の長寿命化を検討する。